

用語解説

※最初に用語が使用されている頁に「※」を示しています。

50音	用語	解説
あ行	雨水貯留施設 (P58)	雨水を一時的に貯め、河川への雨水流出量を抑制するもの。公園や駐車場などの地表面に貯留するタイプと、建物の地下に貯留するタイプがあり、貯留した雨水をポンプで汲み上げることで散水などの雑排水として利用することも可能。
	雨水流出抑制 (P58. P63)	雨水が短時間で集中して河川へ流出することによる浸水被害が増加を防ぐこと。地表がコンクリート、アスファルトで覆われたり、森林や水田・ため池がなくなることが要因となる。
	液状化 (P31. P69. P75. P82. P90. P96 P103. P110)	ゆるく堆積した砂の地盤に強い地震動が加わると、地層自体が液体状になる現象のこと。液状化が発生しやすい場所は、地下水位の高いゆるく堆積した砂地盤などで、例えば、埋立地、干拓地、昔の河道を埋めた土地、砂丘や砂州の間の低地などがあげられる。
か行	カーボンニュートラル (P4)	二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、植林、森林管理などによる吸収量を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。
	幹線道路 (P53. P56. P63. P71. P105)	本市の都市構造を形成する骨格的な道路のうち、県内各都市間交通、都市内交通などに対処する道路。
	基幹的公共交通 (P25)	日30本以上の運行頻度（概ねピーク時片道3本以上に相当）の鉄道路線及びバス路線。
	既存ストック (P2. P49. P51. P54. P56. P70)	これまで整備されてきた道路・公園・下水道などの都市基盤施設や住宅・商業施設・業務施設・工業施設などのこと。
	狭あい道路 (P63. P71. P86-87. P98)	幅員4m未満の道路。
	計画フレーム (P49. P125)	都市における計画的なまちづくりを進めるため、人口や世帯の状況、産業や土地利用の状況など、将来の都市の規模を想定した指標値。
	広域幹線道路 (P56. P63)	本市の都市構造を形成する骨格的な道路のうち、自動車専用道路を指す。比較的長いトリップ長の交通を大量に高速で処理する。
	工業専用地域 (P52. P65. P129)	都市計画法による用途地域の一つで、工場のための地域である。どのような工場でも建てられるが、住宅、店舗、学校、病院、ホテルなどは建てられない。
	公共用水域 (P58)	水質汚濁防止法では「公共用水域とは、河川・湖沼・港湾・沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝きよ、かんがい用水路その他公共の用に供される水路をいう。ただし、下水道法で定めている公共下水道及び流域下水道であって、終末処理場を有しているもの、またこの流域下水道に接続している公共下水道は除く」と定義している。したがって、一般にいわゆる水域のほか、終末処理場を設定している下水道以外のすべての溝きよ、水路が公共用水域に包含される。
	交通手段別分担率 (P42)	人が出かける時にある交通手段を用いた割合。
	高度利用地区 (P60. P71)	小規模建築物の建築を抑制するとともに建築物の敷地内に有効な空地を確保することにより、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を促進するため、建ぺい率の低減の程度などに応じ、容積率の割増などを定めた地区。

50音	用語	解説
	高齢化率 (P21. P67. P73. P80. P88. P94 P101. P108. P110. P125)	65歳以上の人口が総人口に占める割合。
さ行	再開発等促進区 (P60. P71)	土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の増進とを図るため、地区計画において一体的かつ総合的な市街地の再開発又は開発整備を実施すべき区域。地区内の公共施設の整備と併せて、建築物の用途、容積率などの制限を緩和することにより、良好なプロジェクトを誘導する。
	再生可能エネルギー (P62)	永続的に利用することができるエネルギーの総称。「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」では、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスがエネルギー源として規定されている。
	産業系市街地 (P49. P128-130)	工業と商業に係る産業用地を主体とした市街地。
	散居集落 (P19)	主に平場の農業集落にみられる形態で、家と家との間に広く田畑が入っている状態の農業集落。
	市街化区域 (P20-21. P24. P49. P52-54. P77. P79. P86. P98. P100-101. P105. P126-127)	都市において、積極的に市街地として開発・整備を行う区域。すでに市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。
	市街化調整区域 (P19. P21. P52-54. P75. P77. P86. P98. P105. P126-127)	都市において、市街化を抑制すべき区域。
	市街地再開発事業 (P60)	都市再開発法に基づき、市街地内の老朽木造建築物が密集している地区などにおいて、細分化された敷地の統合、不燃化された共同建築物の建築、公園、広場、街路などの公共施設の整備などを行うことにより、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る事業。
	事前復興まちづくり計画 (P63)	被災したまちの姿を想定して、できるだけ被害を減らすことや、仮に被災しても復興をスムーズに行えるよう事前に準備しておく計画。自分たちの住むまちの災害リスクを知り、あらかじめ被災後のまちづくりについて考えることによって、まちの防災性を向上しようとする取り組み。
	自転車活用推進計画 (P56. P71. P92. P98. P105. P112)	安全で安心な自転車利用環境の創出と、さらなる自転車の利活用を推進する計画。自転車ネットワークの構築と自転車利用ルールの周知・啓発を柱とした「一宮市自転車ネットワーク計画」(令和元年6月策定)に、観光やレジャー、健康などの分野の施策を加えたもの。
	集約駐車場 (P59)	各建築物が設置する附置義務駐車場を敷地外に集約した駐車場。各建築物が持つ駐車場を集約することで、建築床の有効活用、人中心の歩行空間形成、にぎわいや都市の魅力創出、まち並みの連続性確保などが期待される。
	循環型社会 (P62)	大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念で、循環型社会形成推進基本法では、製品などが廃棄物となることを抑制したり、不要となった製品などについてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより、環境への負荷ができる限り低減された社会のことをいう。

50音	用語	解説
	準工業地域 (P53)	都市計画法による用途地域の一つで、主に軽工業の工場やサービス施設などが立地する地域である。危険性、環境悪化が大きい工場のほかは、ほとんど建てられる。
	準防火地域 (P63)	都市計画法第9条第21項において市街地における火災の危険を防除するため定める地域。市街地火災が発生した場合に広域避難に支障を及ぼすことがないように、延焼速度を抑制するため、建築物の規模に応じた制限（非損傷性・遮熱性・遮炎性）がある。
	人口カバー率 (P25)	一定の地域（市全域や市街化区域）に居住する人口のうち、ある施設のサービス圏域内に居住する人口の割合。なお、サービス圏域は、駅及びバス停から徒歩で移動が可能な範囲とし、都市構造の評価に関するハンドブックにおける一般的な徒歩圏及び2018年（平成30年）2月に実施したアンケート調査における平均値を考慮し約800mを基本とする。ただし、バス停については徒歩圏を300m、高齢者施設については徒歩圏を500mとする。
	人口集中地区(DID) (P19-21)	国勢調査において、都市的地域の特質を明らかにするため昭和35年から設定された統計上の地域単位で、人口密度の高い基本単位区（原則として40人/ha）が隣接して、その人口が5,000人以上となる地域。
	ストック効果 (P71. P78. P84. P91-92. P111-112. P114)	整備された社会資本が機能することで、整備直後から継続的かつ中長期にわたって得られる効果のこと。
	スプロール (P54. P76. P104. P111)	市街地が無計画に郊外に拡大し、虫食い状の無秩序な市街地を形成すること。
	スマートインターチェンジ (P1. P51. P54-56. P60. P91-93. P111. P114-115)	通行可能な車両（料金の支払い方法）を、ETCを搭載した車両に限定しているインターチェンジのこと。利用車両が限定されているため、簡易な料金所の設置で済み、料金徴収員が不要なため、従来のインターチェンジに比べて低コストで導入できるなどのメリットがある。
	生活サービス施設 (P25-26. P47)	医療：病院（内科又は外科）及び診療所 福祉：通所系施設、訪問系施設、小規模多機能施設 商業：専門スーパー、総合スーパー、百貨店
	生産年齢人口 (P21. P67. P80. P88. P90. P94. P101. P108)	生産活動に従事する年齢の人口（15歳～64歳）。
	生産緑地地区 (P57)	良好な都市環境を確保するため、農林漁業との調整を図りつつ、都市部に残存する農地の計画的な保全を図るため、市街化区域内の農地で、本市では300㎡以上の面積がある地区や、農林業の継続が可能な条件を備えている地区などを定めることができる。
た行	大規模集客施設 (P53)	床面積1万㎡超の店舗、映画館、アミューズメント施設、展示場など。
	地区計画制度 (P53-54. P60. P63. P77-79. P84-87. P92-93. P98-100. P105-107. P112-115)	住民の合意に基づき、既存の他の都市計画を前提に、ある一定のまとまりを持った「地区」を対象に、その地区の実情に合ったよりきめ細かい規制を行う制度である。区域の指定された用途地域の規制を、強化、緩和することができ、各街区の整備及び保全を図るもの。
	中継物流施設 (P28. P91-93. P111. P114-115)	トラックの長距離運行を複数のトラックドライバーで分担する輸送形態を行うための物流施設。

50音	用語	解説
	駐車場整備計画 (P59)	駐車場整備地区に関する都市計画が定められた場合において、その駐車場整備地区における路上駐車場及び路外駐車場の需要及び供給の現況及び将来の見通しを勘案して、その地区における路上駐車場及び路外駐車場の整備に関する計画。
	駐車場整備地区 (P59)	商業地域、近隣商業地域などのうち、自動車交通が著しく輻輳する地区で円滑な道路交通を確保するために都市計画で定められる地区。地区内で駐車施設の付置が義務づけられる。
	低未利用地 (P21. P24. P49. P69. P71-72. P126)	適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間に渡り利用されていない「未利用地」と、周辺地域の利用状況に比べて利用の程度(利用頻度、整備水準、管理状況など)が低い「低利用地」の総称。
	テレワーク (P2)	情報通信技術(ICT = Information and Communication Technology) を活用した時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方のこと。
	伝統的地場産業 (P45. P54. P75. P96)	主として地元の資本による中小企業群が、一定の地域に集積して、技術、労働力、原材料、技能(伝統を含む)などの経営資源を活用し、生産、販売活動しているもの。本書では、一宮市の伝統的な産業である繊維産業を示す。
	道路整備プログラム (P56)	都市計画決定された道路について、将来の都市像の実現の観点、取り組むべき整備の重要性・緊急性、関連事業とのタイミングなどを考慮して、優先して整備着手すべき施設と時期を示すもの。
	特定生産緑地制度 (P57)	生産緑地を定めて30年経過が近づいた農地について、農地として保全することが良好な都市環境のために有効であるものを市町村が特定生産緑地として指定し、買取りの申出をすることができる時期を10年間先送りにするという制度。
	特別用途地区 (P77. P86. P. 92-93. P98-100)	地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護などの特別の目的の実現を図るため、用途地域の指定を補完して定める地区。
	都市機能 (P25. P27. P51. P53. P60. P68-71 P74-78. P81-86. P90-92 P95-99. P102-106. P111-114)	商業、行政、保健・医療・福祉、文化などのサービスを提供する機能のこと。
	都市計画区域 (P7)	自然的及び社会的条件、人口、土地利用、交通など一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域として都市計画法に基づき指定された区域。
	都市計画法第34条第12号 (P54)	市街化調整区域において、市街化を促進するおそれがなく、市街化区域で行うことが著しく困難又は不適当な開発行為などの許可の基準。
	都市公園 (P57. P63)	都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設であり、地方公共団体が都市計画区域内に設置する公園または緑地のこと。
	都市構造 (P42. P47-48. P50-51. P65. P70. P76. P83. P91. P97. P104. P111)	人口の配置、市街地の広がりなど都市を形成する物理的な構造で、都市空間の骨組み。
	都市的土地利用 (P68-69)	主として都市における生活や活動を支えるため、人為的に整備、開発された住宅地、工業用地、事務所・店舗用地、一般道路などによる土地利用のこと。
	都市のスポンジ化 (P21)	都市の内部で空き地や空き家がランダムに数多く発生し、多数の小さな穴を持つスポンジのように都市の密度が低下すること。

50音	用語	解説
	土地区画整理事業 (P19-20. P57. P60. P88-93. P111. P114-115)	都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るために行われる、土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更に関する事業。
	徒歩圏 (P25-26)	駅及びバス停から徒歩での移動が可能な範囲(都市構造の評価に関するハンドブックにおける一般の徒歩圏及び2018年(平成30年)2月に実施したアンケート調査における平均値を考慮し約800mを基本とする。ただし、バス停は300mとする)。
	トリップ数 (P42)	人がある目的をもって、ある地点からある地点へと移動する単位をトリップといい、その移動の回数。1回の移動でいくつかの交通手段を乗り換えても1トリップと数える。
な行	内水氾濫 (P63)	堤防から水が溢れなくても、河川へ排水する川や下水路の排水能力の不足などが原因で、降った雨を排水処理できなくて引き起こされる氾濫。
	日常生活サービス (P25-26)	基幹的公共交通サービスと生活サービス(医療、福祉、商業サービス)の両方を兼ね備えた日常生活における利便性の高いサービス。
	ニューノーマル (P2)	人々の行動・意識・価値観の新たな常態・常識のこと。
	ネットワーク (P1. P42. P47. P49-52. P54. P56-57. P61. P69-71. P75-76. P104. P111)	網状に作られたもの。人や物を網状につなげたシステム。
	年少人口 (P21. P67. P73. P80. P88. P90 P94. P101. P108)	0~14歳の人口。
は行	パークアンドライド (P59)	鉄道駅周辺の駐車場まで自身の運転する自家用車で行き、駐車した後、鉄道などの公共交通機関を利用して都心部まで向かうこと。
	附置義務駐車場 (P59)	駐車場法に基づく地方公共団体の条例(附置義務条例)により、一定の地区内において、一定の規模以上の建築物を新築などする場合に、整備することが義務付けられている駐車施設。自己敷地内での設置が原則。
	防災協力農地制度 (P63)	大規模災害が発生したときに、農地を避難空間や災害復旧用資材置場などとして利用するため、農家の協力によりあらかじめ登録した農地を災害時の市民の安全確保や円滑な復旧活動に役立てる用地として確保する制度。
	防火地域 (P63)	都市計画法第9条第21項において市街地における火災の危険を防除するため定める地域。市街地火災の防止や、市街地火災が発生した場合の延焼の遮断を図るため、小規模なものを除き、全ての建築物を耐火建築物とすることが義務付けられる。
	保全配慮地区 (P57)	都市緑地法第4条第2項第6号の規定に基づき定められた「緑地保全地域及び特別緑地保全地区以外の区域であって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」。風致景観の保全、自然生態系の保全、都市住民の自然とのふれあいの場の提供などの観点から重要となる自然的環境に富んだ地区などに指定される。
ま行	まちなか居住 (P21. P49. P53. P70-72)	都心地域において、居住を含む多様な都市機能が高度に複合した魅力ある市街地への更新を進めることで、利便性の高い都心部(まちなか)に住むことを推進すること。

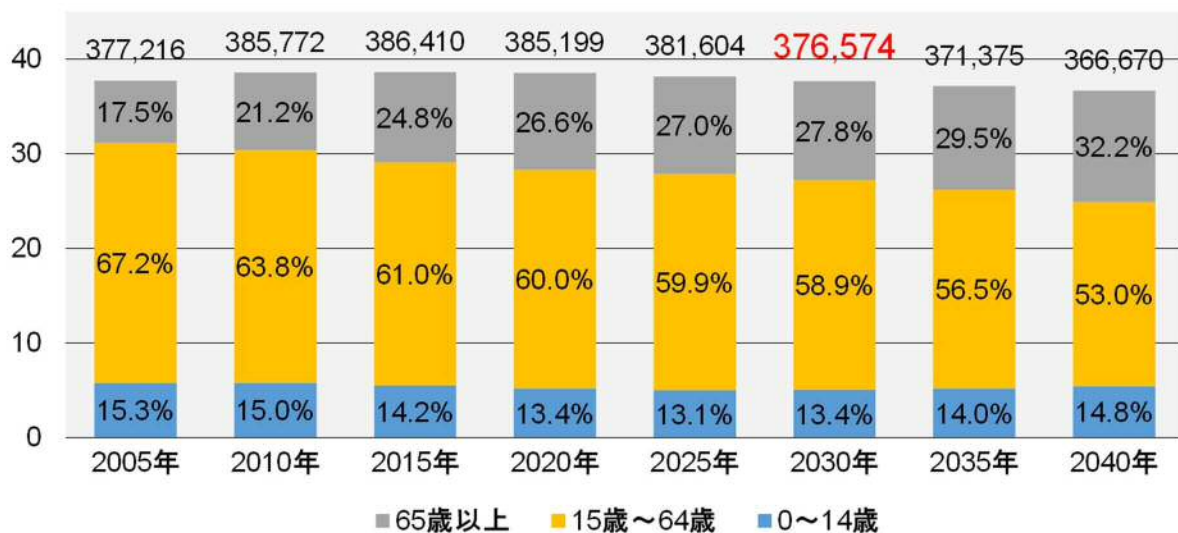
50音	用語	解説
	未普及人口 (P58)	汚水処理施設が未整備の人口。
	ミズベリング (P46. P58. P77-78. P82. P84-86 P99. P113)	かつてのにぎわいを失ってしまった日本の水辺において、新しい活用の可能性を、創造していくことをミズベリング・プロジェクトといい、河川敷地における占用許可の緩和に伴い、国が後押しをし、全国展開されている。
	民間活力 (P57. P60. P78)	民間企業の持つ効率的な事業運営能力や豊富な資金力。多様化する行政需要に対応するため、民間企業・NPO・住民などの多様な主体の参画・連携を促し、行政と民間との協働により最も効率的に公共サービスの提供を行うための方法として近年様々な取り組みが行われている。
や行	優良建築物等整備事業 (P60)	市街地の環境改善、良好な市街地住宅の供給などの促進を図るもので、国の制度要綱に基づく法定手続きに依らない事業。一定割合以上の空地確保や、土地の利用の共同化、高度化などに寄与する優れた建築物などの整備に対して、共同通行部分や空地などの整備補助を行う。
	用途混在 (P53. P131)	住宅、業務、商業、工業の各施設が混在している土地利用の状況のこと。
	用途地域 (P53-54. P77. P86. P92-93. P98-100)	住居、商業、工業といった、土地利用における用途の混在を防ぐことを目的とした、都市計画法の地域地区のこと。第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域の13種類がある。
ら行	リニアインパクト (P60)	2027年(令和9年)に予定されているリニア中央新幹線の開業が、社会・経済に及ぼす影響。
	緑化地域制度 (P57)	良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足している地区において、都市計画の地域地区として「緑化地域」を指定し、一定規模以上の敷地面積の建築物の新築・増築に対し、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づける制度。
	理論上最大モデル (P31. P69. P75. P82. P90. P96 P103. P110)	南海トラフで発生するおそれのある地震・津波のうち、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を想定したもの。1000年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものである。
わ行	ワークライフバランス (P2)	仕事と生活が調和した状態のこと。国の「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」では、仕事と生活の調和が実現した社会を「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」としている。

■計画フレームの設定について

■将来人口・世帯数

	2015年 (平成27年)	2020年 (令和2年)	2030年 (令和12年) (おおむね10年後)	2040年 (令和22年) (おおむね20年後)
総人口(人)	386,410	385,199	376,574	366,670
平均世帯人員(人)	2.71	2.67	2.56	2.48
世帯数(世帯)	142,480	144,242	146,945	148,054

- ・将来人口は「第7次一宮市総合計画」と同様に「一宮市まち・ひと・しごと創生総合戦略」で設定した将来予測人口を採用する。目標年次の2030年には2015年より人口が約2%減少し、高齢化率は1.2ポイント上昇する見込みである。
- ・平均世帯人員は年々減少傾向にあり、現在のトレンドでは2030年に2.56人/世帯へと低下する可能性がある。そのため、人口が減少しても世帯数の増加が予想され、2030年には2015年より3%程度増加する見込みである。



- ・総人口：2015年は住民基本台帳。2020年以降は「一宮市まち・ひと・しごと創生総合戦略」における将来推計値。
〔合計特殊出生率：2030年に1.8、2040年に2.07を達成すると仮定〕
〔純移動数を現在の2倍程度(+1,800人/5年)まで増えると仮定〕
- ・世帯数：2015年は国勢調査。2020年以降は過去25年(1990年)のデータによるトレンド予測。

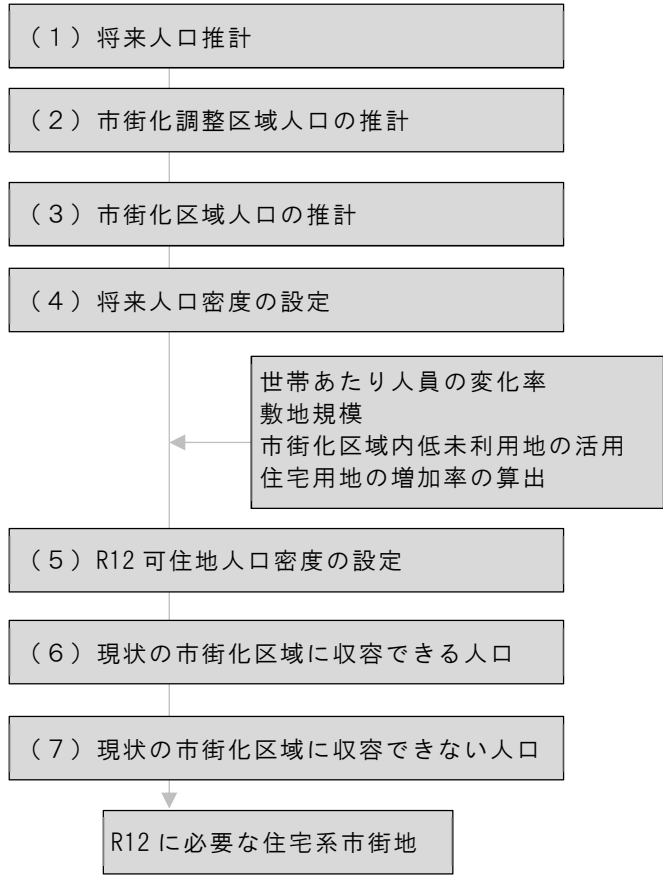
■ 住宅系市街地の予測

項目	指標
2030年（令和12年）市街化区域人口	229,431人
2030年（令和12年）に必要な住宅系市街地	約21ha

■ 住宅系市街地の予測方法

【算出方法】

- ・「一宮市まち・ひと・しごと創生総合戦略」で設定した将来予測人口から市街化区域内外の人口及び人口密度を推計
- ・H30都市計画基礎調査における土地利用状況などを考慮した可住地人口密度を設定し、現在の市街化区域に収容できない人口に対する将来的に必要な住宅系市街地を算出



■住宅系市街地の算出過程

(1) 将来人口推計

	2015年 (平成27年)	2020年 (令和2年)	2025年 (令和7年)	2030年 (令和12年)	2040年 (令和22年)
A: 総人口	386,410	385,199	381,604	376,574	366,670

※「一宮市まち・ひと・しごと創生総合戦略」における将来推計値

(2) 市街化調整区域人口の推計

○都市計画基礎調査における市街化区域、市街化調整区域の人口

	2005年 (平成17年)	2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)	2010→2015 変化率
B: 市街化区域	216,395	223,846	228,078	—
C: 市街化調整区域	155,257	154,720	152,790	0.99

※都市計画基礎調査

○2010→2015変化率をもとにした市街化調整区域人口の推計

	2015年 (平成27年)	2020年 (令和2年)	2025年 (令和7年)	2030年 (令和12年)	2040年 (令和22年)
D: 市街化調整区域 (C: H27人口×変化率)	152,790	150,884	149,002	147,143	145,308

(3) 市街化区域人口の推計

	2015年 (平成27年)	2020年 (令和2年)	2025年 (令和7年)	2030年 (令和12年)	2040年 (令和22年)
E: 市街化区域 (A-D)	233,620	234,315	232,602	229,431	221,362

(4) 将来人口密度の設定

①世帯あたり人員の変化率

	2015年 (平成27年)	2020年 (令和2年)	2025年 (令和7年)	2030年 (令和12年) (おおむね10年後)	2040年 (令和22年) (おおむね20年後)	2015→2030 変化率
F: 総人口 (A)	386,410	385,199	381,604	376,574	366,670	
G: 世帯数	142,480	144,242	146,028	146,945	148,054	
H: 平均世帯人員 (F/G)	2.71	2.67	2.61	2.56	2.48	0.94

②敷地規模

項目	単位	市街化区域
I: 市街化区域内住宅面積	ha	1,597.70
J: 市街化区域内世帯数	世帯	86,207
K: 1世帯あたりの住宅敷地面積 (I/J)	ha/世帯	0.0185

※H30都市計画基礎調査
※H27国勢調査

③市街化区域内低未利用地の活用

項目	単位	市街化区域	生産緑地面積	農地・山林
L: 2013年(平成25年)生産緑地を除く農地・山林	ha	179.20	150.30	329.50
M: 2018年(平成30年)生産緑地を除く農地・山林	ha	135.77	130.00	265.77
N: 2013→2018年平均増減率((L-M)/L/5)	%	4.85%		
O: 2013→2015都市的土地利用への転換面積 (L*N*3)	ha	26.06		
P: 2018→2030都市的土地利用への転換面積 (M*N*12)	ha	78.97		
Q: 住宅用地の割合	%	46.9%	3,407.44	1,597.70
R: 2015→2018住宅用地への転換面積 (O*Q)	ha	12.22		
S: 2018→2030住宅用地への転換面積 (P*Q)	ha	37.03		

※H25都市計画基礎調査
※H30都市計画基礎調査
※H30都市計画基礎調査

④住宅用地の増加率の算出

項目	単位	市街化区域
T: 2018年(平成30年)住宅用地面積 (I)	ha	1,597.70
U: 2015→2018住宅用地への転換面積 (R)	ha	12.22
V: 2015年(平成27年)住宅用地面積 (T-U)	ha	1,585.48
W: 2018→2030住宅用地への転換面積 (S)	ha	37.03
X: 2030年(令和12年)住宅用地面積 (T+W)	ha	1,634.73
Y: 2015→2030住宅用地の増減率 (X/V)	%	103.1%

(5) 令和12年可住地人口密度の設定

項目	単位	市街化区域
Z: 2015年(平成27年)市街化区域人口 (E)	人	233,620
a: 2015年(平成27年)市街化区域面積	ha	3,802
b: 2018年(平成30年)可住地面積	ha	2,523
c: 2015年(平成27年)可住地面積 (b-O)	ha	2,497
d: 2015年(平成27年)可住地人口密度 (Z/c)	人/ha	93.6
e: 世帯人員変化率 (H※変化率)		0.94
f: 住宅用地の増加率 (Y)	%	103.1%
g: 2030年(令和12年)可住地人口密度 (d*e*f)	人/ha	91.1

※H30都市計画基礎調査

(6) 平成27年市街化区域に収容できる人口

項目	単位	市街化区域
h: 2015年(平成27年)可住地面積 (c)	ha	2,497
i: 2030年(令和12年)可住地人口密度 (g)	人/ha	91.1
j: 2015年(平成27年)市街化区域に収容できる人口 (h*i)	人	227,544

(7) 平成27年市街化区域に収容できない人口

項目	単位	市街化区域
k: 2030年(令和12年)市街化区域人口 (E)	人	229,431
l: 2015年(平成27年)市街化区域に収容できる人口 (j)	人	227,544
m: 2015年(平成27年)市街化区域に収容できない人口 (k-l)	人	1,887

追加面積 (m/i) 20.7

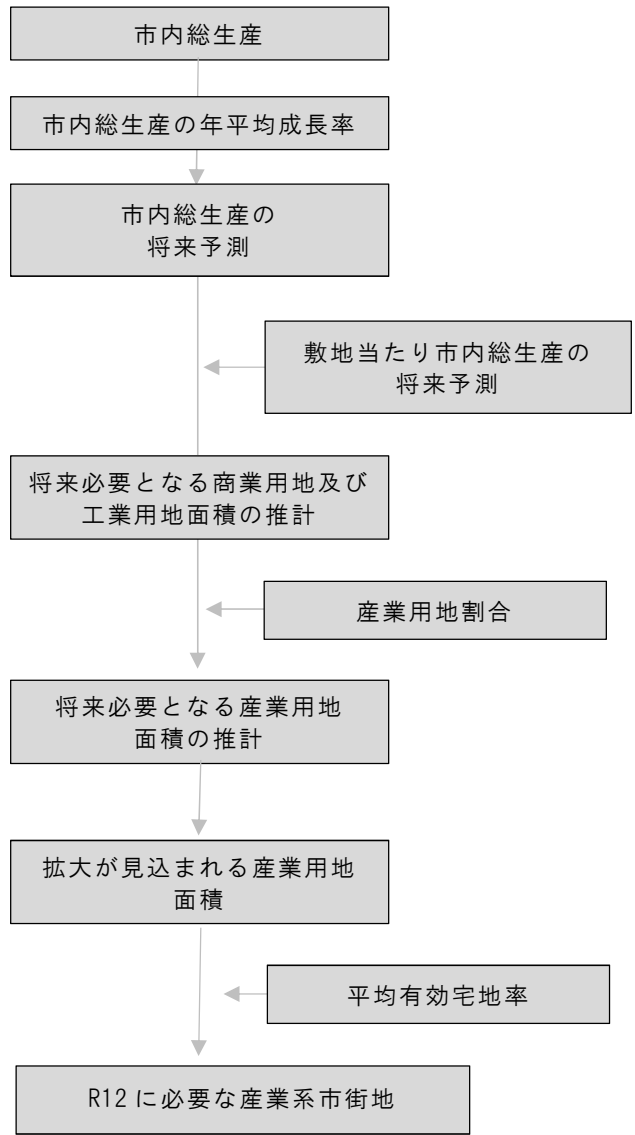
■産業系市街地の予測

項目	指標
2030年（令和12年）市内総生産	1,047,713百万円
2030年（令和12年）に必要な産業系市街地	約88ha

■産業系市街地の予測方法

【算出方法】

- ・市内総生産の過去の実績値から市内総生産の年平均成長率（リーマンショック後から基準年次2018年（平成30年）までの平均値）を算出
 - ・市内総生産に年平均成長率を乗じること目標年次2030年（令和12年）の市内総生産を推計
 - ・将来の敷地当たり市内総生産は、過去の実績値（2003年（平成15年）、2007年（平成19年）、2013年（平成25年）、2018年（平成30年））のトレンドによる近似式から推計
 - ・市内総生産の将来予測と敷地当たり市内総生産の将来予測の結果を用いて、将来必要となる商業用地及び工業用地の面積を算出
 - ・将来必要となる商業用地及び工業用地の面積に産業用地割合を乗じること将来必要となる産業用地面積を算出
 - ・将来必要となる産業用地面積から基準年次の産業用地面積を差し引くこと拡大が見込まれる産業用地面積を算出
- ※市内総生産は、農林水産業、公務、保健衛生・社会事業及びその他のサービスを除いた額を対象



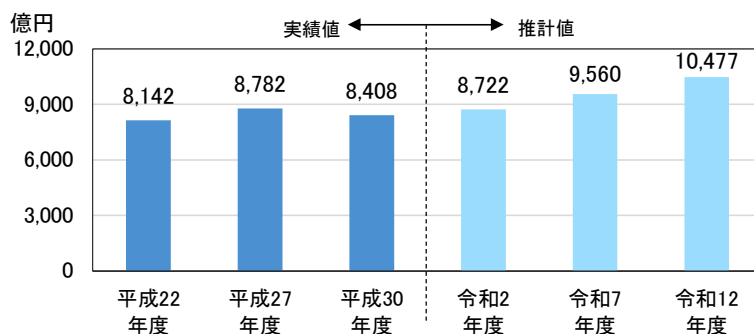
■産業系市街地の算出過程

・将来の市内総生産の将来予測

2030年（令和12年）市内総生産：1,047,713百万円（A）

※年平均成長率1.85%（リーマンショック後から基準年次2018年（平成30年）までの年成長率の平均値）を乗じることで推計

※市内総生産は、農林水産業、公務、保健衛生・社会事業及びその他のサービスを除いた額を対象



・敷地当たり市内総生産の将来予測

2030年（令和12年）敷地当たり市内総生産：1280百万円/ha（B）

※将来の敷地当たり市内総生産は、過去の実績値（2003年（平成15年）、2007年（平成19年）、2013年（平成25年）、2018年（平成30年））のトレンドによる近似式から推計

・将来必要となる商業用地及び工業用地面積の推計

2030年（令和12年）に必要な商業用地及び工業用地の面積：819ha（ $C = A \div B$ ）

※2030年（令和12年）市内総生産1,047,713百万円 \div 2030年（令和12年）敷地当たり市内総生産1280百万円/ha = 819ha

・将来必要となる産業用地面積の推計

商業用地及び工業用地面積に対する産業用地（工業専用地域及び1ha以上の商業施設用地）の割合：27%（D）

※産業用地割合の増加傾向を踏まえて設定（2018年（平成30年）の産業用地割合は26.2%）

2030年（令和12年）に必要な産業用地面積：221ha（ $E = C \times D$ ）

※2030年（令和12年）に必要な商業用地及び工業用地の面積819ha \times 産業用地割合27% = 221ha

・ 拡大が見込まれる産業用地面積

2030年（令和12年）までに拡大が見込まれる産業用地：65.6ha（F）

※2030年（令和12年）に必要な産業用地面積 221ha－2018年（平成30年）の産業用地面積 155.37ha＝65.63ha

・ R12に必要な産業系市街地

平均有効宅地率：74.3%（G）

※県内産業用地の事例の平均により平均有効宅地率を74.3%と設定（拡大が必要と見込まれる産業系市街地 65.37ha÷有効宅地率 74.3%＝88.3ha）

2030年（令和12年）までに拡大が見込まれる道路などの公共用地を含めた産業系市街地
：88.3ha（H＝F÷G）

※2030年（令和12年）までに拡大が必要と見込まれる産業系市街地 65.37ha÷有効宅地率 74.3%＝88.3ha

■土地利用実態構成比について

- ・都市計画基礎調査における土地利用現況調査の結果から、都市計画基礎調査ゾーン別の土地利用構成の判定を行った。
- ・なお、それぞれの判定基準は下表のとおりである。

	用途構成比 (%)		
	住宅地	商業地	工業地
専用住宅地	95 以上	—	—
住宅地	80～95	20 未満	20 未満
商業業務地	—	50 以上	—
住商混合地	—	20 以上	20 未満
専用工業地	—	—	95 以上
工業地	—	—	50～95
住工混合地	—	20 未満	20 以上
用途混在地	(上記以外)		

■市民アンケート調査結果

1. 調査概要

(1) 調査目的

市民の日々の行動やお住まいの地域の満足度等について、広く市民の意見、意向を把握し、本市のまちづくりに反映させることを目的とします。

(2) 調査方法

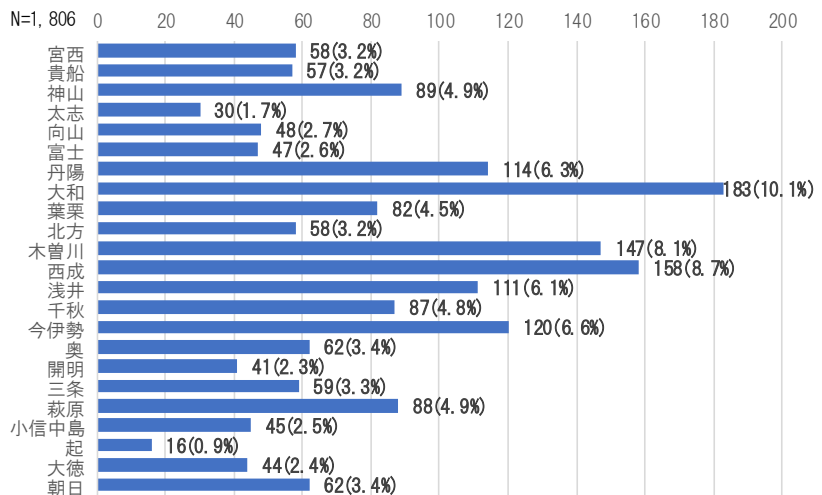
- ①調査地域：一宮市全域
- ②調査対象：一宮市在住の18歳以上の方
- ③配布数：3,000人
- ④抽出方法：無作為抽出
- ⑤調査方法：郵送回答方式及びWEB回答方式
- ⑥調査期間：平成30年2月1日～平成30年2月28日

(3) 調査項目

- ①回答者の属性 (1-1～1-9)
- ②公共交通機関の利用頻度等について (2-1～2-3)
- ③日常の行動について (3-1～3-4)
- ④あなたの地域について (4-1～4-5)
- ⑤まちづくりに対する不安と期待 (5-1～5-3)

(4) 回収結果

- ①総回収数：1,819票(郵送1,698票・WEB121票)
- ②有効票：1,806票(郵送1,685票・WEB121票)(居住地不明(6)及び市外(7)除く)
- ③有効回収率：60.2%

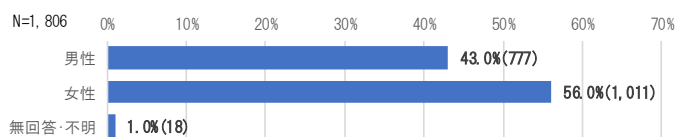


2. 調査結果

(1) 回答者の属性

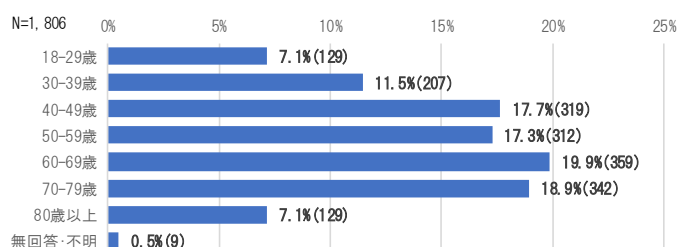
①性別

- 回答者の性別は、女性の回答割合がやや多くなっています。



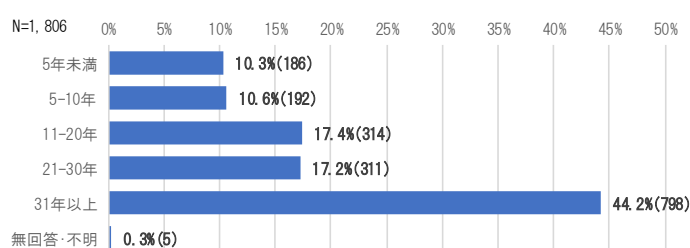
②年齢

- 年齢構成は、60歳代が最も多いものの、40～70歳代は概ね同程度であり、中高年層の割合が多くなっています。



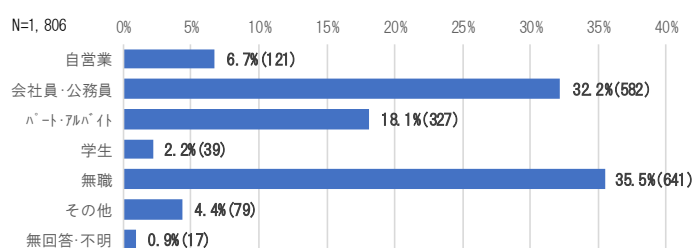
③居住年数

- 31年以上の方が最も多く、11年以上の方を含めると約79%を占め、市内在住歴の長い方の割合が多くなっています。



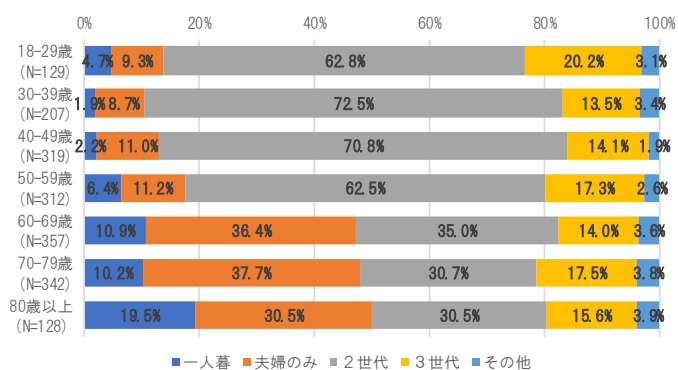
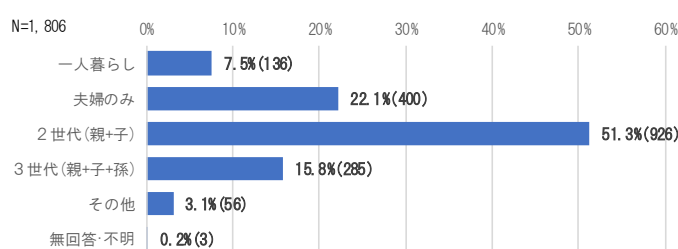
④職業

- 会社員(公務員含む)及び無職の方で約68%を占めています。



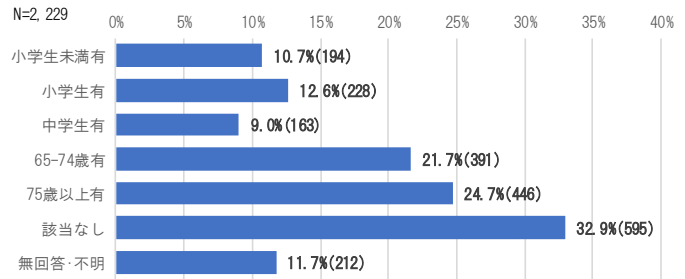
⑤世帯構成

- 2世代家族(親と子)が最も多く、次いで夫婦のみ世帯となっています。
- 年齢別にみると50歳代までは2世代家族が60%を超えますが、60歳以上になると夫婦のみ世帯、80歳以上になると一人暮らしの比率が高くなっています。



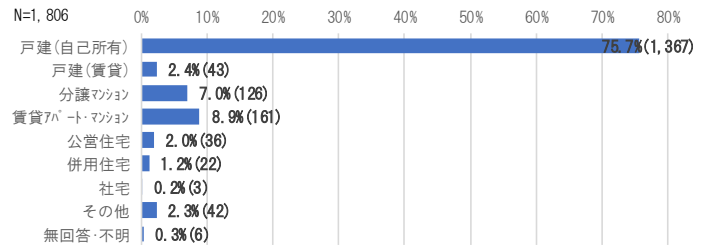
⑥ 家族構成

- ・ 高齢者(65歳以上)がいる家族が約46%、中学生以下がいる家族が約32%となっています。



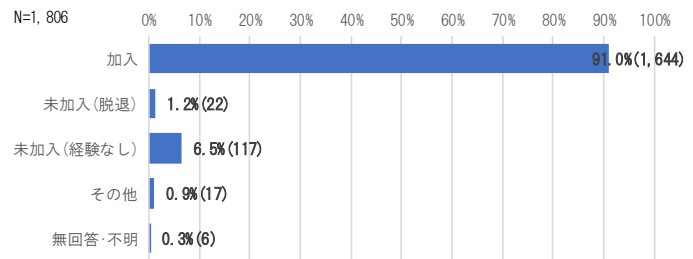
⑦ 居住形態

- ・ 戸建て住宅(自己所有)が最も多く、次いで賃貸アパート・賃貸マンションとなっています。



⑧ 町内会加入状況

- ・ ほとんどの方が町内会に加入しています。

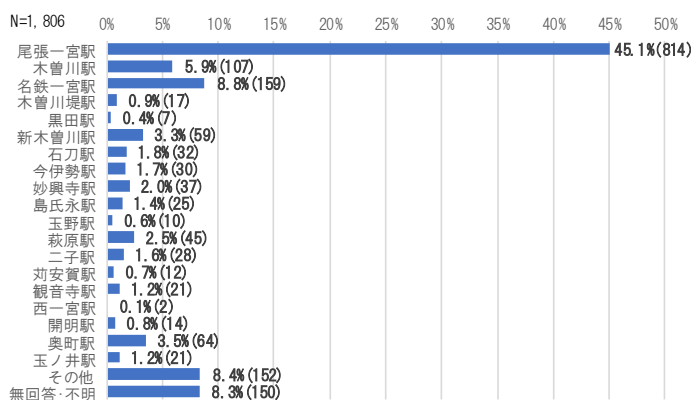


(2) 公共交通機関の利用頻度等について

① 鉄道利用

1) 自宅から出発する際によく使う駅

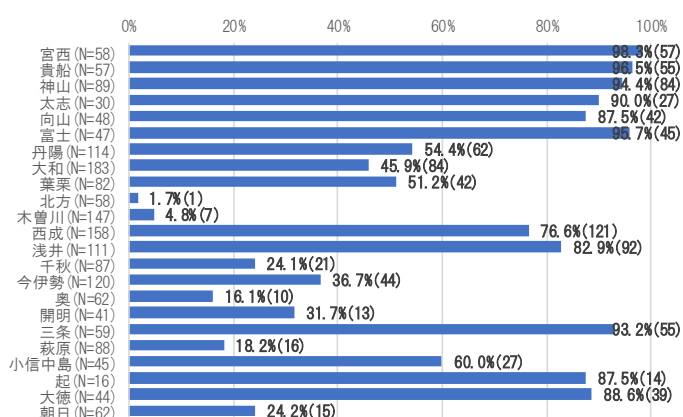
- 尾張一宮駅が最も多く、名鉄一宮駅を含めると約 54%が一宮駅を利用しています。



- 居住地域(連区)別に一宮駅(JR+名鉄)利用選択率をみると、16 地域で一宮駅を1位で選択しています。

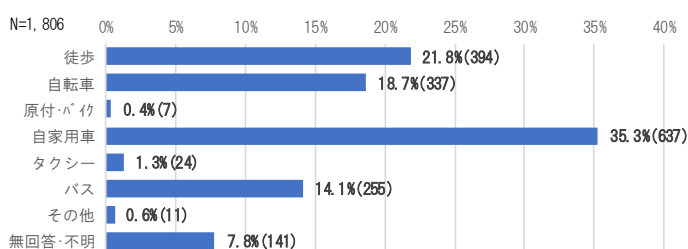
【一宮駅以外が1位で選択された地域の1位駅】

- [北方] ⇒ 木曾川駅 48.3%(28)
- [木曾川] ⇒ 木曾川駅 36.7%(54)
- [千秋] ⇒ 岩倉駅 31.0%(27)
- [奥] ⇒ 奥町駅 59.8%(37)
- [開明] ⇒ 奥町駅 31.7%(13)
- [萩原] ⇒ 二子駅 30.7%(27)
- [朝日] ⇒ 萩原駅 35.5%(22)

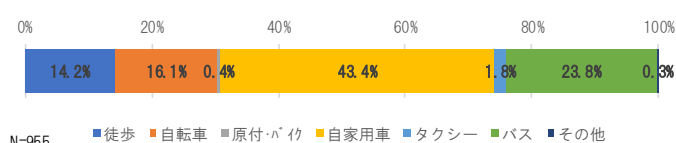


2) よく使う駅までの交通手段

- 駅までの交通手段としては、徒歩・自転車が約 40%、自家用車が約 36%となっています。

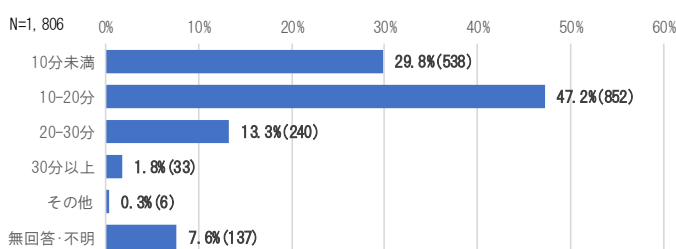


- なお、一宮駅(JR+名鉄)への交通手段は、自家用車→バス→自転車→徒歩の順となっています。

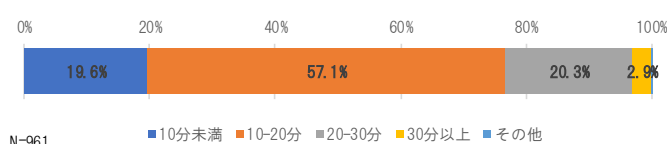


3) よく使う駅までの所要時間

- 駅までの所要時間は、10~20 分程度が約 47%と最も多く、20 分以内が約 77%となっています。

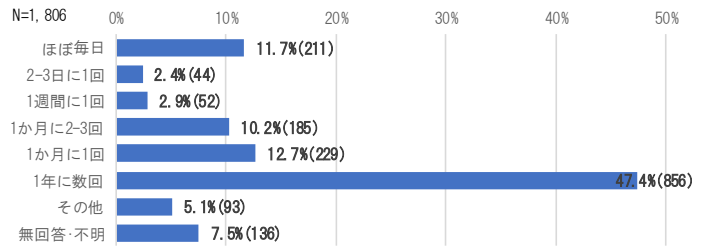


- なお、一宮駅(JR+名鉄)への所要時間は、10~20 分程度が約 57%、10 分未満が約 20%であり、遠方からも利用していることがうかがえます。



4) 電車の利用頻度

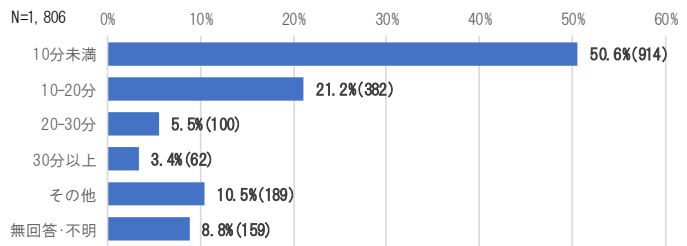
- 1年に数回程度という方が最も多く、1週間に1回以上利用される方は、約17%となっています。



②バス利用

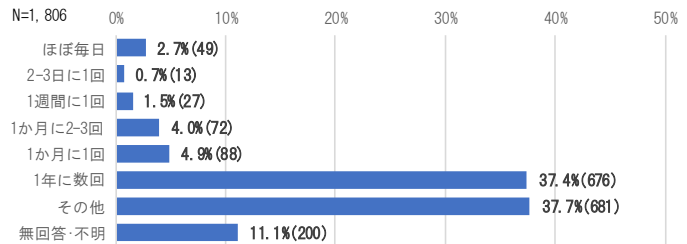
1) 最寄りバス停までの所要時間(徒歩)

- 自宅から最寄りのバス停までの所要時間は、10分未満が最も多い結果ではありましたが、20分(1.6km)以上の回答も約9%ありました。



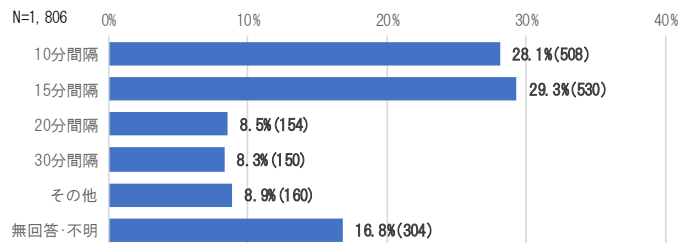
2) バスの利用頻度

- バスの利用頻度(通勤・通学含む)は、「使用したことがない」といったその他が最も多く、次いで1年に数回となっています。

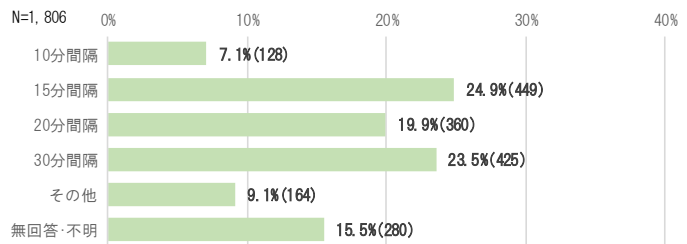


3) バスの運行間隔

- 「急いでいる場合」に許容できる運行間隔としては、15分間隔(4本/時)と10分間隔(6本/時)がほぼ同程度で多く、あわせて約58%となっています。



- 「急いでいない場合」については、15分間隔(4本/時)と30分間隔(2本/時)がほぼ同程度で多く、あわせて約48%となっています。「急いでいる場合」と比較すると、10分間隔が大きく減少し、30分間隔が大きく増加しています。

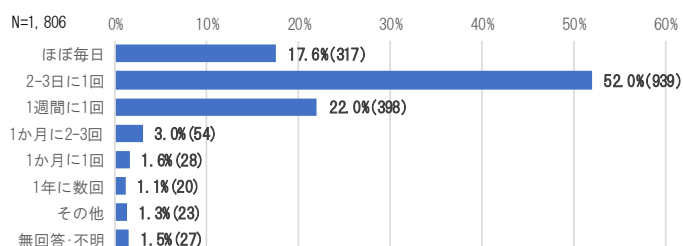


(3) 日常の行動について

①食料品・日用品等の買い物

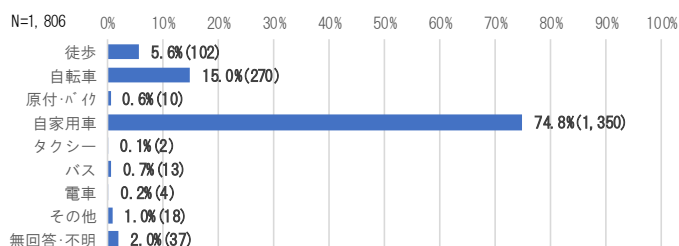
1) 頻度

- ・2～3日に1回程度が最も多く、ほぼ毎日とあわせて約70%を占めています。



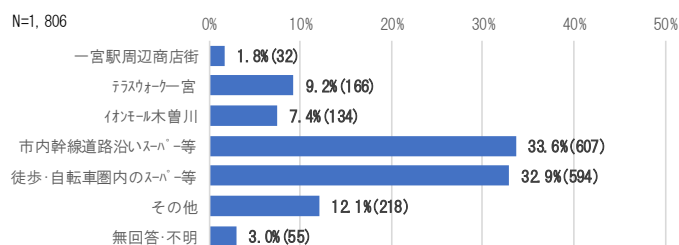
2) 交通手段

- ・買物時の交通手段は、自家用車が最も多く、約75%を占めています。



3) よく利用する施設

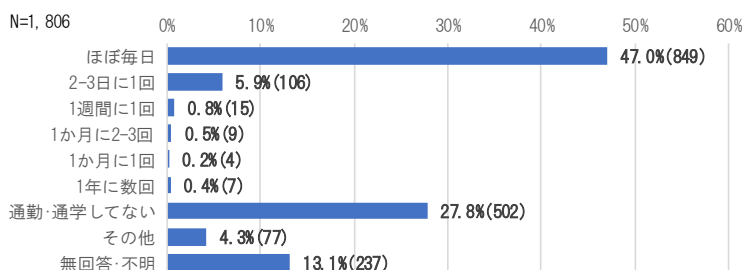
- ・よく利用する施設としては、市内幹線道路沿いのスーパー等が最も多く、次いで徒歩・自転車圏内のスーパー等となっています。



②通勤・通学

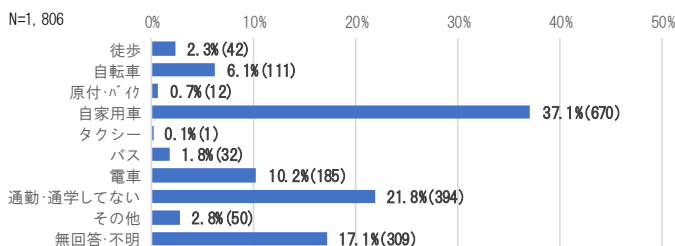
1) 頻度

- ・通勤・通学の頻度は、ほぼ毎日が約47%となっています。
- ・なお、回答者属性で無職と回答した方は約36%でしたが、これらの方はその他や無回答となっていました。



2) 交通手段

- ・通勤・通学時の交通手段は、自家用車が最も多く、次いで電車となっています。

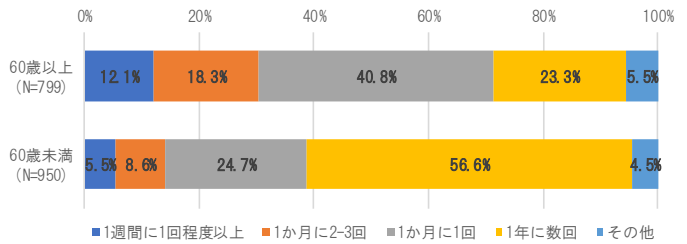
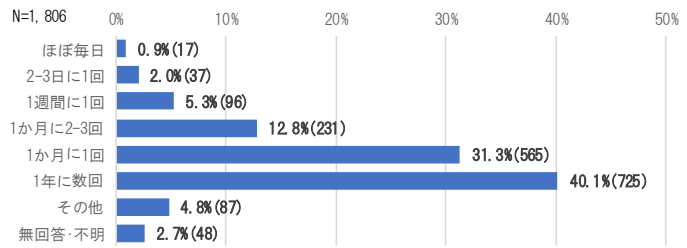


③通院(病院や介護・福祉施設等への来訪)

1) 頻度

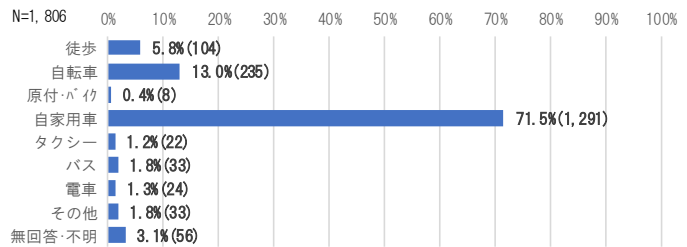
・通院頻度は、1年に数回程度が最も多く、1か月に1回程度とあわせると約71%となります。

・通院頻度を年齢別でみると、60歳以上では、1か月に1回程度以上通院される方が約71%であり、60歳未満と比較し、通院の頻度が約1.8倍になっています。



2) 交通手段

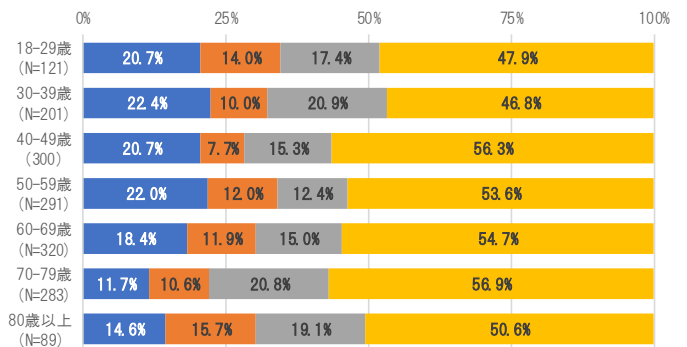
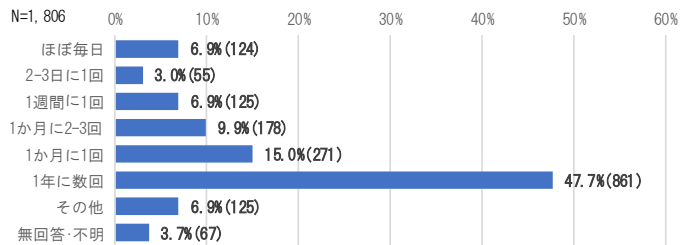
・通院時の交通手段は、自家用車が最も多く、次いで自転車となっています。



④一宮駅周辺への来訪頻度

・一宮駅周辺への来訪頻度は、1年に数回程度が最も多く約48%であり、1か月に1回程度以上は約42%となっています。

・年齢別にみると、各年代とも1年に数回程度が最も多くなっていますが、概ね1か月に1回程度以上は、一宮駅周辺に来訪していると言えます。特に60歳未満は、1週間に1回程度以上の来訪が20%以上となっています。



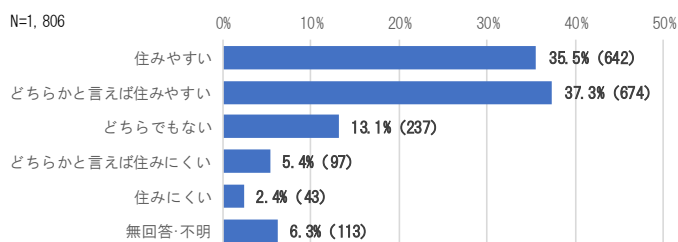
※「その他」を除く

■1週間に1回程度以上 ■1か月に2-3回 ■1か月に1回 ■1年に数回

(4) あなたの地域(連区)について

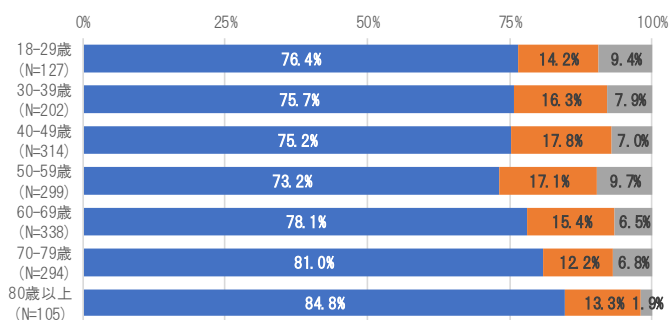
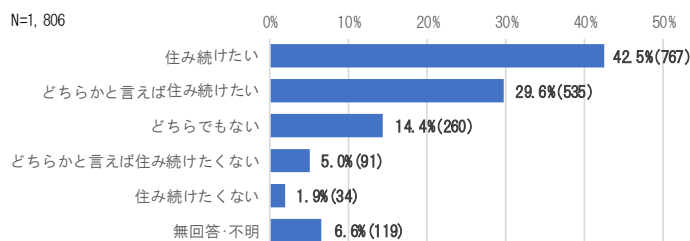
①住みやすさ

- ・現在住んでいる地域(連区)の住みやすい(住みやすい・どちらかと言えば住みやすい)との回答が約73%となっています。



②居住継続の意向

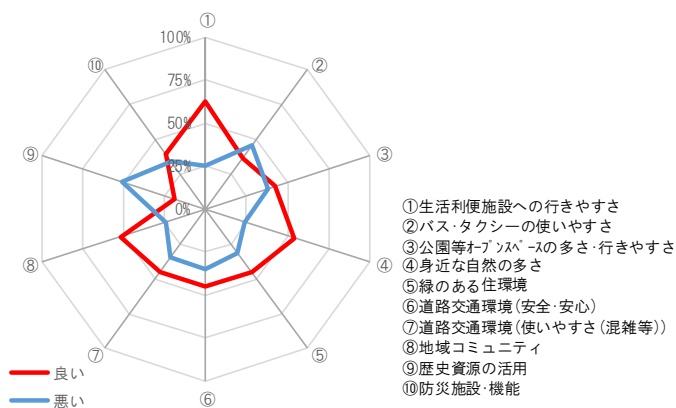
- ・現在住んでいる地域(連区)の住み続けたい(住み続けたい・どちらかと言えば住み続けたい)との回答が約72%となっています。
- ・年齢別に居留意向をみると、若い世代で住み続けたくないの比率が多い傾向にあります。



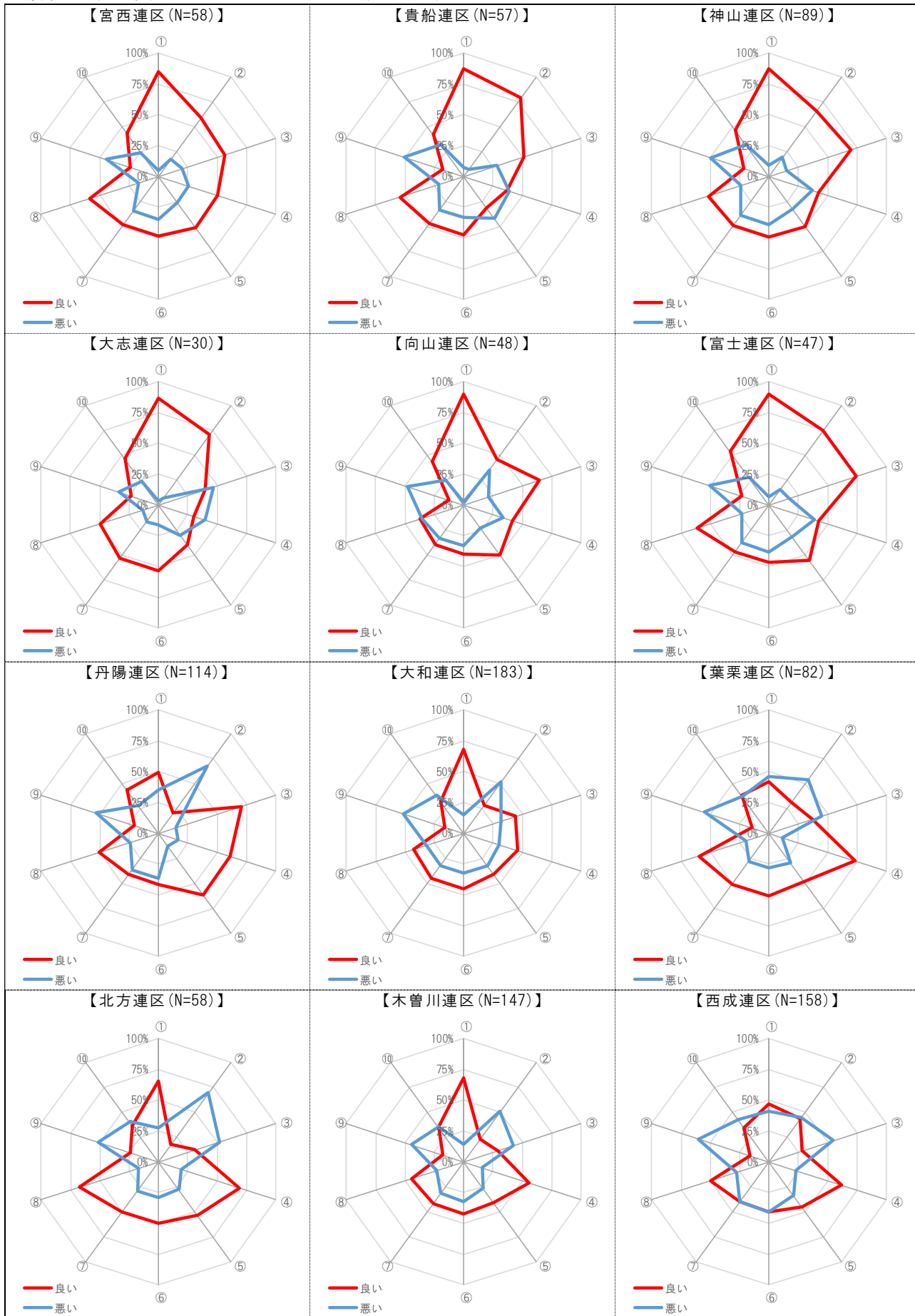
■住み続けたい(どちらかと言えば含む) ■どちらでもない ■住み続けたくない(どちらかと言えば含む)

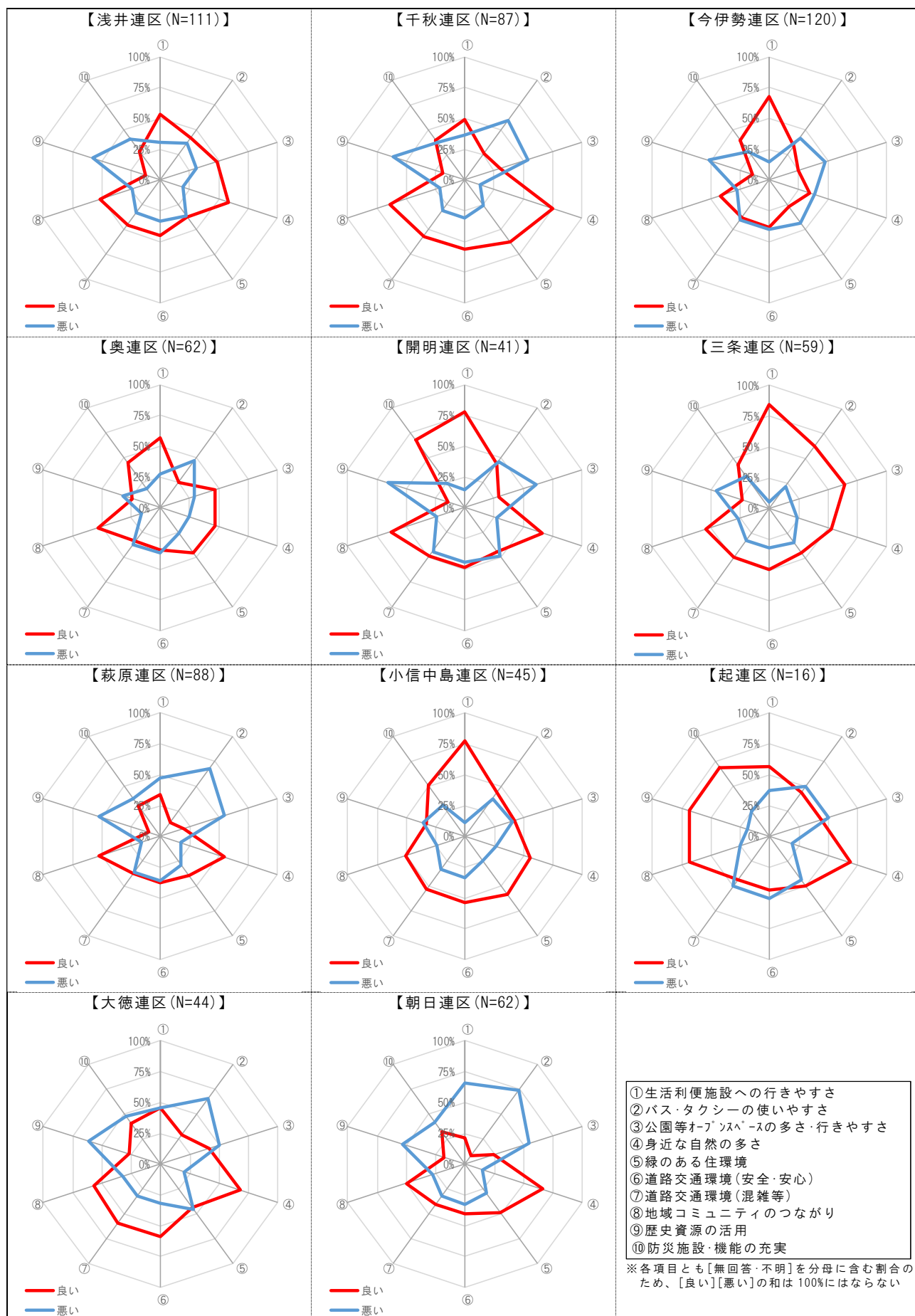
③居住地域の良いところ悪いところ

- ・特に【良い】と評価されているのは、[①商店や病院などの生活利便施設への行きやすさ][④家の周りにおける身近な自然(農地や中小河川・水路)の多さ][⑧町内会など地域のコミュニティのつながり]です。
- ・【悪い】と評価されているのは、[⑨地域の歴史資源(街道や繊維産業)の活用][②バスやタクシーの使いやすさ]です。



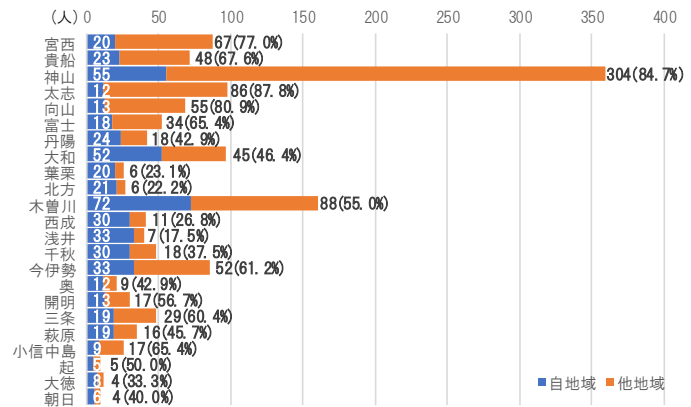
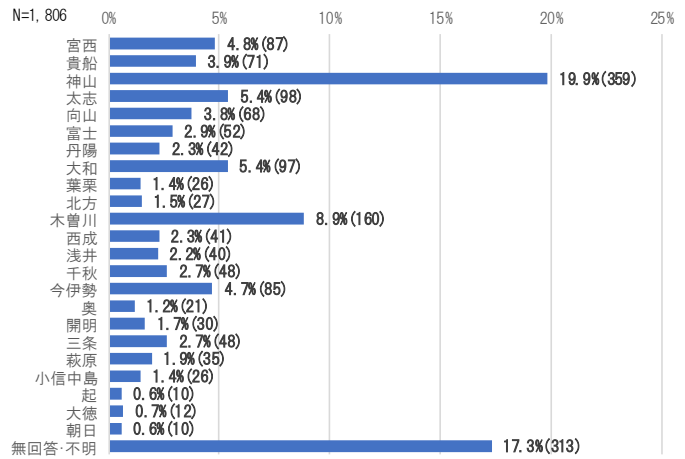
■ 居住地域の良いところ・悪いところ(連区別)





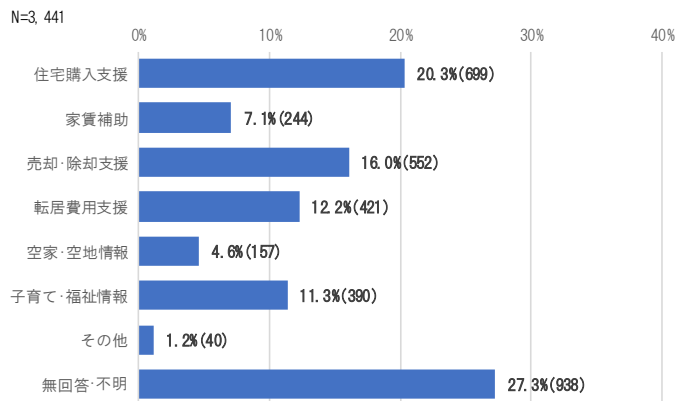
④市内での引越先

- 「もし市内で引っ越す場合に、どこの地域(連区)に住みたいか?」という問いに対しては、[神山連区]が最も多く、次に[木曾川連区]となりました。
- なお、他地域からの引越先として高い支持(80%以上)を得ている地域は、一宮駅周辺の[神山連区][大志連区][向山連区]となっています。



⑤引越時の支援

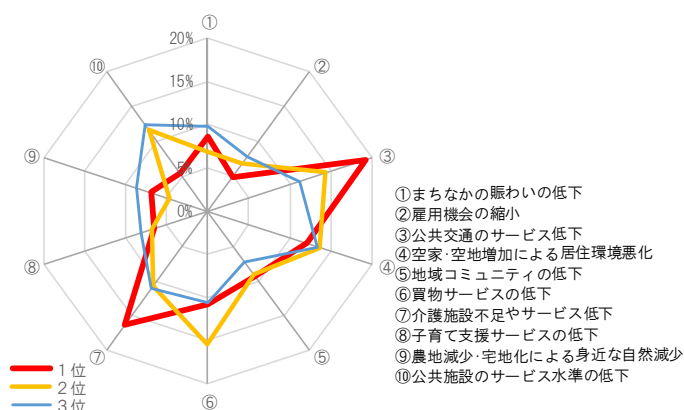
- 引っ越すこととなった場合にあるとよい支援としては、[住み替え先の住宅購入費(リフォーム・増改築等)に対する支援]が最も多く、次いで[現在居住している住宅・土地の売却・除却等に対する支援]となっています。
- なお、[住み替え先の地域情報(子育て・福祉など)]のニーズも比較的高い支持を受けています。



(5) まちづくりに対する不安と期待

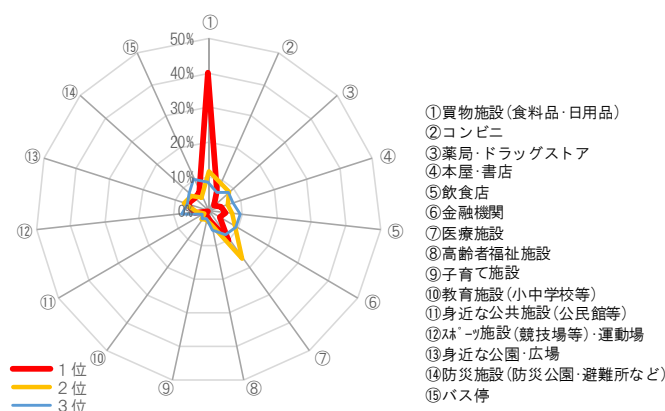
① 将来の地域(連区)に対する不安

- ・ [公共交通のサービス(便数など)低下][高齢者の増加による介護施設の不足やサービス低下]を不安に感じている方が多く、次いで[居住環境の悪化][買物サービスの低下]となっています。



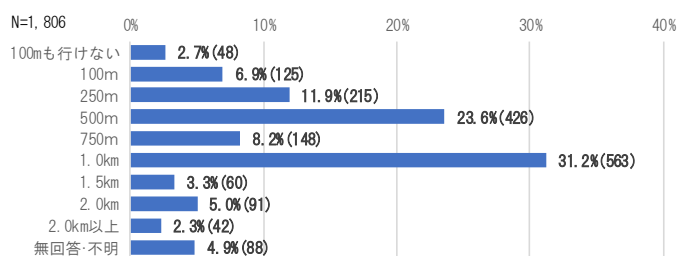
② あって欲しい施設

- ・ 住まいの徒歩圏にあって欲しい施設としては、[買物施設(食料品・日用品)]が最も多く、次いで[医療施設]となっています。
- ・ [子育て施設][教育施設][高齢者福祉施設][身近な公共施設]のニーズは低い状況です。

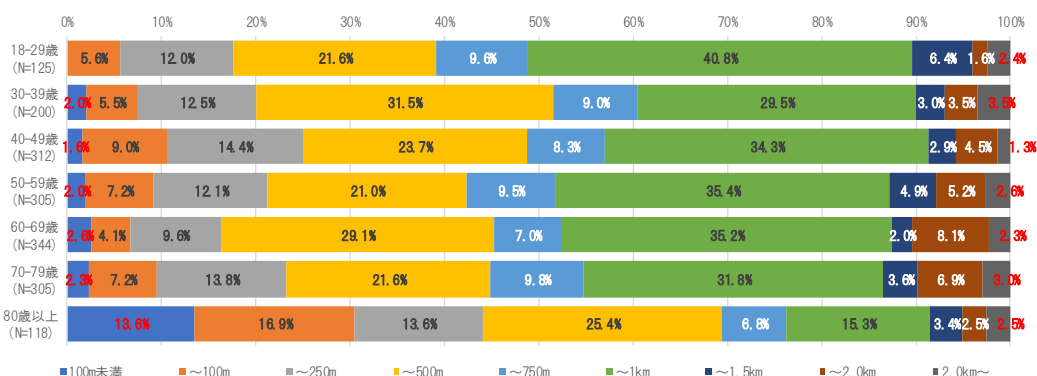


③ 歩いてよい距離

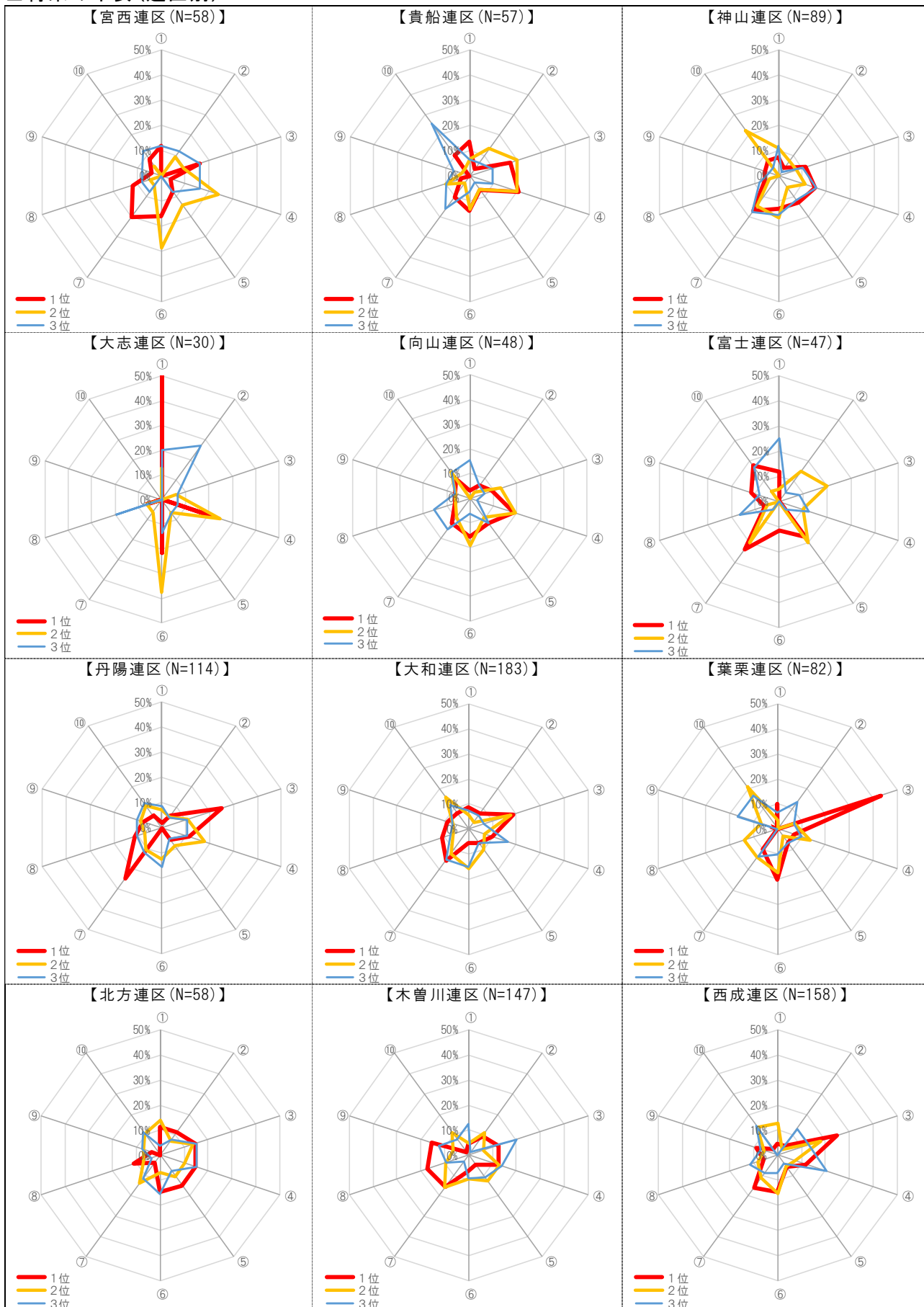
- ・ 目的地まで歩いてよい距離としては、[1kmくらいまで]が最も多く、次いで[500mくらいまで]となっています。

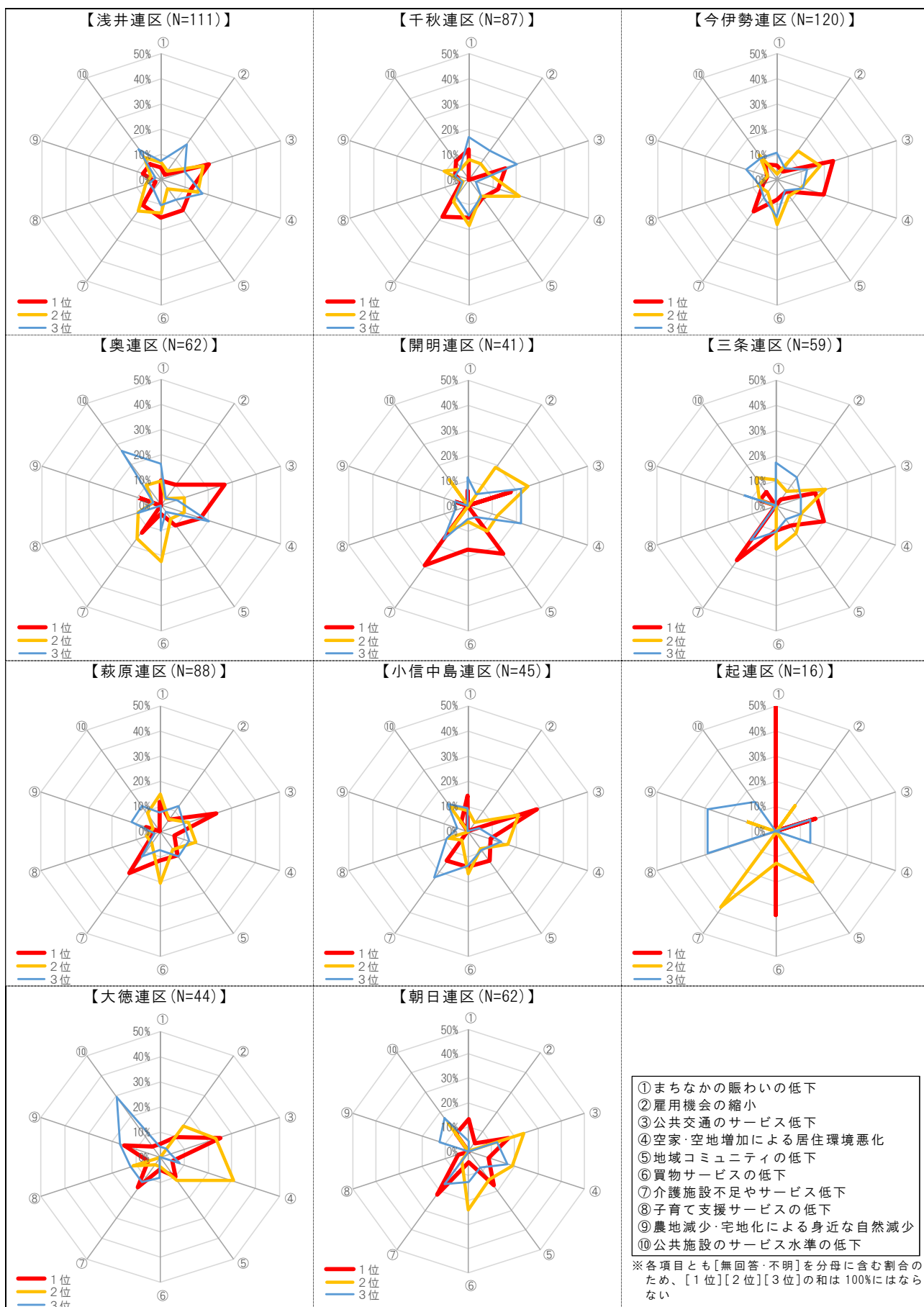


- ・ 年齢別にみると、概ね70歳代までは同様の傾向にあり、半数以上の方は750mくらいまでは歩いてよいと回答しています。



■ 将来の不安(連区別)





【アンケート依頼文】

「都市計画マスタープラン」立地適正化計画策定に向けたアンケート ～アンケート調査にご協力ください～

市では平成31年度末(2020年3月末)を目標に「都市計画マスタープラン」及び「立地適正化計画」の策定に着手しました。

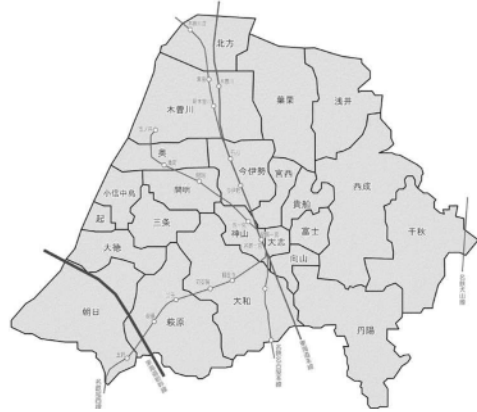
「都市計画マスタープラン」は、具体性のある都市の将来ビジョンを確立し実現するための方針を定めたもので、「立地適正化計画」は、将来ビジョンを実現するために、居住機能や医療・福祉・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実を進めるための計画です。

どちらも都市づくり・まちづくりに関する計画であり、平成30年度から開始する新総合計画(第7次総合計画)を踏まえ作成していくものです。

つきましては、市民の皆様のご意見をいただきたく、18歳以上の市民の皆さまから3,000名を無作為に抽出し、このアンケートを送付致しました。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、アンケート調査にご協力いただけますようお願いいたします。

平成30年2月 一宮市長 中野 正康



【ご記入にあたってのお願い】

○このアンケートは、あて名の本人がお答え下さい。ただし、ご本人がお答えになれない場合は、ご家族の方がお答えください。

○お答えいただいた内容は、全て統計的に処理しますので、個々のご回答やプライバシーにかかわる内容が公表されることは一切ありません。

○お答えは、直接この調査票にご記入下さい。記入が終わりましたら、同封しました返信用封筒に入れて、切手を貼らずにポストへ回答期限までにご投函下さい。

○なお、下記URL及びQRコードからお答えいただくことも可能です。その場合、このアンケート表による回答及びポストへの投函は不要です。

<https://enquete.co/q/city-ichinomiya-toshimp-EN0>

回答期限：平成30年2月28日(水)

このアンケートに関するお問い合わせは、以下までお願いいたします。

一宮市まちづくり部都市計画課 電話：0586-28-8632(直通)

1. あなた自身のことについてお伺いします

1-1. 性別(1つに○)

1. 男性 2. 女性

1-2. 年齢(1つに○)

1. 18～29歳 2. 30～39歳 3. 40～49歳 4. 50～59歳
 5. 60～69歳 6. 70～79歳 7. 80歳以上

1-3. お住まい(1つに○)

1. 宮西連区 2. 貴船連区 3. 神山連区 4. 大志連区 5. 向山連区
 6. 富士連区 7. 丹陽連区 8. 大和連区 9. 粟栗連区 10. 北方連区
 11. 木曾川連区 12. 西成連区 13. 洗井連区 14. 千秋連区 15. 今伊勢連区
 16. 奥連区 17. 開明連区 18. 三条連区 19. 萩原連区 20. 小信中島連区
 21. 起連区 22. 大森連区 23. 朝日連区 24. 一宮市以外

1-4. 居住年数(1つに○)

1. 5年未満 2. 5～10年 3. 11～20年 4. 21～30年 5. 31年以上

1-5. ご職業(1つに○)

1. 自営業 2. 会社員(公務員含む) 3. パート・アルバイト
 4. 学生 5. 無職 6. その他()

1-6. 世帯構成(1つに○)

1. 一人暮らし 2. 夫婦のみ 3. 2世代家族(親と子)
 4. 3世代家族(親と子と孫) 5. その他()

1-7. 家族構成(複数可)(1つに○)

1. 小学生未満が家族にいる 2. 小学生が家族にいる 3. 中学生が家族にいる
 4. 65～74歳が家族にいる 5. 75歳以上が家族にいる 6. 該当なし

1-8. 居住形態(1つに○)

1. 戸建て住宅(自己所有) 2. 戸建て住宅(賃貸) 3. 分譲マンション
 4. 賃貸アパート・賃貸ワゴン 5. 公営住宅 6. 店舗・事務所併用住宅
 7. 社宅 8. その他()

1-9. 町内会への加入(1つに○)

1. 加入している 2. 未加入(脱会した) 3. 未加入(加入経験なし)
 4. その他()

2. 公共交通機関の利用頻度等について

2-1(1). ご自宅から出発する際によく使う駅(1つに○)

1. 尾張一宮駅 2. 木曾川駅 3. 名鉄一宮駅 4. 木曾川堤駅
 5. 黒田駅 6. 新木曾川駅 7. 石刀駅 8. 今伊勢駅
 9. 妙興寺駅 10. 鳥氏永駅 11. 玉野駅 12. 萩原駅
 13. 二子駅 14. 菊安賀駅 15. 観音寺駅 16. 西一宮駅
 17. 開明駅 18. 奥町駅 19. 玉ノ井駅 20. () 駅

2-1(2). よく使う駅までの交通手段(1つに○)

1. 徒歩 2. 自転車 3. 原付・バイク 4. 自家用車
 5. タクシー 6. バス 7. その他()

2-1(3). よく使う駅までの所要時間(1つに○)

1. 10分未満 2. 10～20分程度 3. 20～30分程度 4. 30分以上
 5. その他()

2-1(4). 電車の利用頻度(通勤・通学含む)(1つに○)

1. ほぼ毎日 2. 2～3日に1回程度 3. 1週間に1回程度
 4. 1か月に2～3回程度 5. 1か月に1回程度 6. 1年に数回程度
 7. その他()

2-2(1). ご自宅から最寄りのバス停までの所要時間(徒歩)(1つに○)

1. 10分未満 2. 10～20分程度 3. 20～30分程度 4. 30分以上
 5. その他()

2-2(2). バスの利用頻度(通勤・通学含む)(1つに○)

1. ほぼ毎日 2. 2～3日に1回程度 3. 1週間に1回程度
 4. 1か月に2～3回程度 5. 1か月に1回程度 6. 1年に数回程度
 7. その他()

2-3(1). バスの運行間隔として許容できる範囲(通勤・通学などの急いでいる場合)(1つに○)

1. 10分間隔(6本/時) 2. 15分間隔(4本/時) 3. 20分間隔(3本/時)
 4. 30分間隔(2本/時) 5. その他()

2-3(2). バスの運行間隔として許容できる範囲(買い物や私用などの急いでいない場合)(1つに○)

1. 10分間隔(6本/時) 2. 15分間隔(4本/時) 3. 20分間隔(3本/時)
 4. 30分間隔(2本/時) 5. その他()

3. 日常の行動について

3-1(1). 食料品・日用品等の買い物の頻度(1つに○)

1. ほぼ毎日 2. 2～3日に1回程度 3. 1週間に1回程度
4. 1か月に2～3回程度 5. 1か月に1回程度 6. 1年に数回程度
7. その他()

3-1(2). 食料品・日用品等の買い物の最も多い交通手段(1つに○)

1. 徒歩 2. 自転車 3. 原付・バイク 4. 自家用車
5. タクシー 6. バス 7. 電車
8. その他()

3-1(3). 食料品・日用品等の買い物で、よく利用する施設はどちらですか?(1つに○)

1. 一宮駅周辺の商店街 2. テラスウォーク一宮
3. イオンモール木曽川 4. 市内幹線道路沿いのスーパー等
5. 徒歩・自転車圏内のスーパー等 6. その他()

3-2(1). 通勤・通学の頻度(1つに○)

1. ほぼ毎日 2. 2～3日に1回程度 3. 1週間に1回程度
4. 1か月に2～3回程度 5. 1か月に1回程度 6. 1年に数回程度
7. 通勤・通学していない 8. その他()

3-2(2). 通勤・通学時の最も多い交通手段(1つに○)

1. 徒歩 2. 自転車 3. 原付・バイク 4. 自家用車
5. タクシー 6. バス 7. 電車 8. 通勤・通学していない
9. その他()

3-3(1). 通院(病院や介護・福祉施設等への来訪)の頻度(1つに○)

1. ほぼ毎日 2. 2～3日に1回程度 3. 1週間に1回程度
4. 1か月に2～3回程度 5. 1か月に1回程度 6. 1年に数回程度
7. その他()

3-3(2). 通院時の最も多い交通手段(1つに○)

1. 徒歩 2. 自転車 3. 原付・バイク 4. 自家用車
5. タクシー 6. バス 7. 電車
8. その他()

3-4. 一宮駅周辺(駅～本町商店街・真清田神社くらの範囲)への来訪頻度(1つに○)

1. ほぼ毎日 2. 2～3日に1回程度 3. 1週間に1回程度
4. 1か月に2～3回程度 5. 1か月に1回程度 6. 1年に数回程度
7. その他()

3

4. あなたの地域(連区)について

4-1. あなたが現在住んでいる地域(連区)は住みやすいと思いますか?(1つに○)

1. 住みやすい 2. どちらかと言えば住みやすい 3. どちらでもない
4. どちらかと言えば住みにくい 5. 住みにくい

4-2. これからも現在住んでいる地域(連区)に住み続けたいと思いますか?(1つに○)

1. 住み続けたい 2. どちらかと言えば住み続けたい 3. どちらでもない
4. どちらかと言えば住み続けたくない 5. 住み続けたくない

4-3. あなたが現在住んでいる地域(連区)の良い・悪いと感じるところは?(複数選択可)

	良い	悪い
1. 商店や病院などの生活利便施設への行きやすさ	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
2. バスやタクシーの使いやすさ	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
3. 家の周りにおける公園などのオープンスペースの多さや行きやすさ	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
4. 家の周りにおける身近な自然(農地や中小河川・水路)の多さ	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
5. 街路樹や緑地などの緑がある住環境	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
6. 道路交通環境の安全性や安心	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
7. 道路交通環境の使いやすさ(混雑など)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
8. 町内会など地域のコミュニティのつながり	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
9. 地域の歴史資源(街通や繊維産業)の活用	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
10. 避難所・避難場所などの防災施設・機能の充実	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

※同一行で「良い」「悪い」の両方に○はおやめください

4-4. もし一宮市内で引越す場合、どの地域(連区)に住みたいですか?(1つに○)

1. 宮西連区 2. 貴船連区 3. 神山連区 4. 大志連区 5. 向山連区
6. 富士連区 7. 丹陽連区 8. 大和連区 9. 粟栗連区 10. 北方連区
11. 木曾川連区 12. 西成連区 13. 浅井連区 14. 千秋連区 15. 今伊勢連区
16. 奥連区 17. 間明連区 18. 三条連区 19. 萩原連区 20. 小信中島連区
21. 起連区 22. 大橋連区 23. 朝日連区

4-5. もし引越すことになった場合、どのような支援があると良いですか?(2つまで)

1. 住み替え先の住宅購入費(リフォームや増改築を含む)に対する支援
2. 住み替え先の賃貸住宅の家賃等に対する支援
3. 現在居住している住宅や土地の売却・除却等に対する支援
4. 転居に伴う費用に対する支援
5. 空き家や空地に関する情報提供
6. 住み替え先の地域に関する情報提供(子育て環境や介護・福祉施設の情報など)
7. その他()

4

5. まちづくりに対する不安と期待

5-1. 将来のあなたの地域(連区)に対する不安(各順位1つに○)

	1位	2位	3位
1. 人口の減少により、まちなかの賑わいが低下すること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
2. 地域経済が低迷し、雇用機会が縮小すること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
3. 鉄道やバスなどの公共交通のサービス(便数など)が低下すること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
4. 空き家・空地が増加し、居住環境(防犯・景観など)が悪化すること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
5. 高齢化や人口減少により、地域コミュニティが低下すること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
6. 人口減少により商業施設が閉店し、買物サービスが低下すること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
7. 高齢者の増加により介護施設の不足やサービスが低下すること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
8. 少子化により子育て支援サービスが低下すること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
9. 後継者不足や宅地化により、農地などの身近な自然が減少すること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
10. 道路等のインフラや公共施設のサービス水準が低下すること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

5-2(1). あなたのお住まいの近く(徒歩圏)にあって欲しい施設(各順位1つに○)

	1位	2位	3位
1. 食料品など日常的な買い物をする施設	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
2. コンビニエンスストア	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
3. 薬局・ドラッグストア	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
4. 本屋・書店	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
5. 飲食店	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
6. 郵便局・銀行などの金融施設	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
7. 病院・診療所などの医療施設	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
8. デイサービスなどの高齢者福祉施設	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
9. 保育園・幼稚園などの子育て施設	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
10. 小学校・中学校などの教育施設	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
11. 公民館・集会所などの地域に身近な公共施設	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
12. スポーツ施設(競技場等)や運動場	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
13. 身近な公園や広場	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
14. 防災公園や避難所などの防災施設	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
15. バス停	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

5-2(2). 歩いてほしいと思える目的地までの距離(1つに○)

1. 100mも行けない 2. 100mくらいまで 3. 250mくらいまで
4. 500mくらいまで 5. 750mくらいまで 6. 1kmくらいまで
7. 1.5kmくらいまで 8. 2kmくらいまで 9. 2km以上

5-3. まちづくりに対するご意見等がございましたら、ご記入願います。

()

※アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。

■委員会設置要綱

一宮市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画 策定委員会設置要綱

(当初策定)

(設置)

第1条 この要綱は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2に規定される、都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン。以下「マスタープラン」という。）及び都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条に規定される立地適正化計画（以下「立地適正化計画」という。）を策定するに当たり必要な事項について検討、協議するため、一宮市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置し、その事務について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項について検討し、又は協議する。

- (1) マスタープラン策定に関する事項
- (2) 立地適正化計画策定に関する事項
- (3) その他策定委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 策定委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市内関係団体の代表者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定するマスタープラン及び立地適正化計画の策定をもって終えるものとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 策定委員会には委員長を置き、委員のうちから市長が依頼する。

- 2 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議は、必要に応じて委員長が召集し、委員長が議長となる。

- 2 策定委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 策定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところとする。

(会議の公開)

第7条 策定委員会の会議の公開に関する取扱いについて必要な事項は、市長が別に定める。

(オブザーバー)

第8条 策定委員会にはオブザーバーを置くことができる。

- 2 オブザーバーは、策定委員会の求めに応じて会議に出席し、意見を述べることができる。
- 3 オブザーバーに事故があるときは、その職務を代理する者が策定委員会の会議に加わることができる。

(意見の聴取)

第9条 策定委員会は、委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(議事録)

第10条 委員長は、策定委員会の会議について、議事録を作成するものとする。

- 2 議事録は、発言者名を除き公開するものとする。ただし、委員会が公開しない旨を議決した部分については、この限りではない。

(事務局)

第11条 策定委員会の事務局は、一宮市まちづくり部都市計画課に置く。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

付則

- 1 この要綱は、平成30年 4月20日から施行する。
- 2 この要綱は、マスタープラン及び立地適正化計画の策定を以ってその効力を失う。

一宮市都市計画マスタープラン・立地適正化計画
改定委員会設置要綱

(部分改定)

(設置)

第1条 この要綱は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2に規定される都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン。以下「マスタープラン」という。）及び都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条に規定される立地適正化計画（以下「立地適正化計画」という。）を改定するにあたり、必要な事項について検討、協議するため、一宮市都市計画マスタープラン・立地適正化計画改定委員会（以下「改定委員会」という。）を設置し、その事務について必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 改定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) マスタープラン改定に関すること。
- (2) 立地適正化計画改定に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、改定委員会が必要と認めた事項

(組織)

第3条 改定委員会は、委員11人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市内関係団体の代表者

(任期)

第4条 委員の任期は、マスタープラン及び立地適正化計画の改定をもって終えるものとする。

(委員長)

第5条 改定委員会には委員長を置き、委員長は、第3条第2項に基づき任命された委員のうちから市長が選任する。

2 委員長は、改定委員会を代表し、会務を総括する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 改定委員会の会議は、委員長が召集し、委員長が議長となる。

2 改定委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 改定委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところとする。

(会議の公開)

第7条 改定委員会の会議の公開に関する取扱いについて必要な事項は、市長が別に定める。

(オブザーバー)

第8条 改定委員会にはオブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、市長が任命する。

3 オブザーバーは、委員長の求めに応じて会議に出席し、意見を述べるができる。

4 オブザーバーに事故があるときは、その職務を代理する者が改定委員会の会議に出席し、意見を述べることができる。

(意見の聴取)

第9条 委員長は、必要と認めるときは、改定委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を述べさせることができる。

(議事録)

第10条 改定委員会の会議については、議事録を作成し、委員長の承認を得て公開するものとする。

2 議事録の公開に関する取扱いについて必要な事項は、市長が別に定める。

(事務局)

第11条 改定委員会の庶務は、まちづくり部都市計画課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、改定委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

付則

1 この要綱は、令和5年4月19日から施行する。

2 この要綱は、マスタープラン及び立地適正化計画の改定をもってその効力を失う。

委員会名簿

(平成30年度 開催分)

一宮市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画 策定委員会 名簿

設置要綱第3条第1号委員（学識経験を有する者）

(五十音順)

中部大学 教授	いそべ ともひこ 磯部 友彦 ◎委員長
豊田工業高等専門学校 講師	さとう ゆうや 佐藤 雄哉
名古屋学院大学 講師	たなか ちま 田中 智麻

設置要綱第3条第2号委員（市内関係団体の代表者）

(五十音順)

愛知西農業協同組合 生活部部长	さかい ひろし 酒井 弘
名鉄バス株式会社一宮営業所 助役	すぎた としひろ 杉田 年寛
一宮青年会議所	のいり てるみつ 野杵 晃充
一宮市立保育園保護者会	ののやま えり 野々山 英里
一宮市地域女性団体連絡会 副会長	のむら みどり 野村 緑
一宮市社会福祉協議会 尾西支部長	ふなはし たつお 船橋 多津雄
一宮市環境基本計画・地球温暖化対策実行計画 区域施策推進協議会	ふなはし のぶこ 船橋 信子
愛知県宅地建物取引業協会西尾張支部 副支部長	みずたに えいいちろう 水谷 英一郎

オブザーバー（設置要綱第8条）

国土交通省中部地方整備局 建政部都市調整官	じげ おさむ 地下 調
愛知県都市整備局都市基盤部都市計画課長	かたやま たかし 片山 貴視

(令和元年度 開催分)

一宮市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画
策定委員会 名簿

設置要綱第3条第1号委員（学識経験を有する者）

(五十音順)

中部大学 教授	いそべ ともひこ 磯部 友彦 ◎委員長
豊田工業高等専門学校 准教授	さとう ゆうや 佐藤 雄哉
名古屋学院大学 講師	たなか ちま 田中 智麻

設置要綱第3条第2号委員（市内関係団体の代表者）

(五十音順)

愛知西農業協同組合 生活部部长	さかい ひろし 酒井 弘
名鉄バス株式会社一宮営業所 助役	すぎた としひろ 杉田 年寛
一宮青年会議所	のいり てるみつ 野杵 晃充
一宮市立保育園保護者会	ののやま えり 野々山 英里
一宮市地域女性団体連絡会 副会長	のむら みどり 野村 緑
一宮市社会福祉協議会 尾西支部長	ふなはし たつお 船橋 多津雄
一宮市環境基本計画・地球温暖化対策実行計画 区域施策推進協議会 副会長	ふなはし のぶこ 船橋 信子
愛知県宅地建物取引業協会西尾張支部 副支部長	みずたに えいいちろう 水谷 英一郎

オブザーバー（設置要綱第8条）

国土交通省中部地方整備局 建政部都市調整官	じげ おさむ 地下 調
愛知県都市整備局都市基盤部都市計画課長	かたやま たかし 片山 貴視

(令和5年度 開催分)

一宮市都市計画マスタープラン・立地適正化計画
改定委員会 名簿

設置要綱第3条第2項第1号委員（学識経験を有する者） (五十音順)

中部大学 教授	いそべ ともひこ 磯部 友彦 ◎委員長
豊田工業高等専門学校 准教授	さとう ゆうや 佐藤 雄哉
名古屋学院大学 准教授	みずたに かおり 水谷 香織

設置要綱第3条第2項第2号委員（市内関係団体の代表者） (五十音順)

一宮市社会福祉協議会 尾西支部長	いしはら ひでお 石原 秀雄
名鉄バス株式会社 首席交通企画官	おおの あつし 大野 淳
一宮青年会議所 副理事長	かこがわ かずや 加古川 和也
愛知西農業協同組合 営農部長	こんどう はるひこ 近藤 晴彦
一宮市地域女性団体連絡会	さとう みちこ 佐藤 三智子
一宮市立保育園保護者会	はしもと えみり 橋本 絵未里
一宮市環境基本計画等推進協議会 副会長	ふなはし のぶこ 船橋 信子
愛知県宅地建物取引業協会西尾張支部 副支部長	わたなべ こうじ 渡邊 幸次

オブザーバー（設置要綱第8条）

国土交通省中部地方整備局 建政部都市調整官	いしばし たかし 石橋 隆史
愛知県都市・交通局都市基盤部都市計画課長	いとう しんご 伊藤 慎悟

策定経緯

開催日	会議名・内容等	
平成30年2月1~28日	市民アンケート	「都市計画マスタープラン」「立地適正化計画」策定に向けたアンケート
平成30年6月8日	第1回庁内検討会議	①都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の概要 ②一宮市の現状と課題 ③課題を受けた都市MP・立地適正化計画における一宮市の目指すべき姿 ④今後の策定スケジュール
平成30年6月25日	第1回策定委員会	
平成30年8月31日	第2回庁内検討会議	①都市計画マスタープラン-都市づくりの現況と課題 -都市づくりの方針 ②立地適正化計画-都市構造上の課題に対する分析・整理 -立地適正化計画に関する基本的な方針 -都市機能誘導区域について
平成30年9月26日	第2回策定委員会	
平成30年11月2日	第3回庁内検討会議	①都市計画マスタープラン全体構想編(素案) ②立地適正化計画都市機能誘導区域編(素案)
平成30年11月14日	第3回策定委員会	
平成30年12月13日	都市計画審議会	都市計画マスタープランの改定及び立地適正化計画の策定について
平成30年12月17日 ~平成31年1月16日	市民意見提出制度 (パブリックコメント)	①都市計画マスタープラン全体構想編(素案) ②立地適正化計画都市機能誘導区域編(素案) (説明会:平成30年12月21日・23日)
平成31年2月14日	都市計画審議会	①立地適正化計画の策定について ②市民意見提出制度(パブリックコメント)結果の報告
平成31年2月26日	第4回庁内検討会議	①都市計画マスタープラン-地域別構想について ②立地適正化計画-居住誘導区域について
平成31年3月11日	第4回策定委員会	
令和元年5月1日	一宮市立地適正化計画公表(都市機能誘導区域)	
令和元年6月18日	第5回庁内検討会議	①都市計画マスタープラン-地域別構想 -計画の推進方策 ②立地適正化計画-居住誘導区域について -計画の評価
令和元年7月5日	第5回策定委員会	
令和元年9月5~27日	説明会	5日:今伊勢町 6日:菟原町 9日:尾西 10日:西成 11日:浅井町 12日:大和町 13日:本庁 19日:北方町 20日:奥町 24日:千秋町 25日:丹陽町 26日:木曽川町 27日:葉栗
令和元年10月7日	第6回庁内検討会議	①都市計画マスタープラン(素案)について ②立地適正化計画(変更素案について)
令和元年11月11日	第6回策定委員会	
令和元年11月28日	都市計画審議会	①都市計画マスタープラン(素案)について ②立地適正化計画(変更素案)について
令和元年12月16日 ~令和2年1月17日	市民意見提出制度 (パブリックコメント)	①都市計画マスタープラン(素案) ②立地適正化計画(変更素案)
令和2年2月12日	都市計画審議会	市民意見提出制度(パブリックコメント)結果の報告
令和2年2月21日	第7回庁内検討会議	①都市計画マスタープラン(案)について ②立地適正化計画(変更案)について
令和2年3月19日	第7回策定委員会	
令和2年6月	一宮市都市計画マスタープラン公表	
令和2年8月1日	一宮市立地適正化計画変更公表(居住誘導区域)	
令和5年7月13日	第1回庁内検討会議	①都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の概要 ②都市計画マスタープラン改定に向けた現況と課題の整理 ③立地適正化計画の課題の分析・整理の更新
令和5年7月24日	第1回改定委員会	
令和5年10月13日	第2回庁内検討会議	都市計画マスタープラン(素案)について
令和5年10月30日	第2回改定委員会	
令和5年11月14日	都市計画審議会	都市計画マスタープラン部分改定についての報告
令和5年12月12日 ~令和6年1月12日	市民意見提出制度 (パブリックコメント)	都市計画マスタープラン(素案) (説明会:令和5年12月14日・17日)
令和6年1月17日 ~令和6年1月23日	第3回庁内検討会議	①都市計画マスタープラン(素案)の市民意見募集結果について ②都市計画マスタープラン(案)について
令和6年1月30日	第3回改定委員会	
令和6年2月7日	都市計画審議会	都市計画マスタープラン(案)について
令和6年3月25日	一宮市都市計画マスタープラン部分改定公表	

